一年表

準備期

明治三五年

一月　『保險相互會社首唱の辭』發表

六　三日　東京市京橋區采女町精養軒に於て發起人の會合を催す。

七　十一日　創立事務所を東京市本郷區森川町一番地より同市日本橋區新右衛門町拾四、拾五番地に移す。

二十四日　定款作成。

二十九日　發起認可を主務省に申請す。

八　二十七日　主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醵出者に對し基金拂込の通知を發す。

二十八日　發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。

三十一日　創立總會開會の通知を發す。

九　十五日　創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選擧し、社員總代の選擧をなし、定款及び約款を決議す。

十八日　主務省に事業免許を申請す。

二十九日　醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。

三十日　主務省より事業免許の指令を受く。

明治三五　一〇　一日　事業を開始す。

七日　上野精養軒に開業披露會を催す。

一一　一五日　第一回社員總代會を東京市京橋區采女町精養軒に開く。

十七日　社員名簿變更登記の登錄稅に關する本社の抗告に對して勝訴の判決を受く。

三六　八　二十二日　未經過保險料積立方法改正の件主務省より認可あり。

第二期（自明治三十六年九月一日　至明治三十七年八月三十一日）

一一　一五日　第二回定時社員總代會を東京市麹町區內山下町華族會館に開く。

三七　一　一六日　トンチン式配當法に關する定款變更の件に付主務省の認可あり。

第三期（自明治三十七年九月一日　至明治三十八年八月三十一日）

一一　一五日　第三回定時社員總代會を東京市麹町區內山下町華族會館に開く。濱口茂之助氏監査役に就任、岩出惣兵衛氏取締役に就任、柿沼谷藏氏監査役に就任。

一二　六日　配當金に關する定款變更の件主務省より認可あり。

三八　一　被保險者一人に對する保險金額の最小限度五百圓を一千圓に引上ぐ。

五　東京市日本橋區通三丁目に新事務所の新築に著手せり。

第四期（自明治三十八年九月一日　至明治三十九年八月三十一日）

明治三八　一〇　東京、大阪、神奈川、新潟、京都、愛知、兵庫、臺灣、奈良、宮城の府縣に就て其社員總代選擧を行ふ。

一一　一五日　第四回定時社員總代會を東京市京橋區築地三丁目同氣倶樂部に於て開催す。

三九　四　社員總代小泉淸左衛門氏死亡。

八　未經過保險料計算方法改正の件主務省より認可。

第五期（自明治三十九年九月一日　至明治四十年八月三十一日）

九　一日　東京市日本橋區通三丁目一番地の新事務所に本社を移轉せり。

一〇　社員配當金（三分）の配當を開始す。

十三日　新築披露會を催し、知名の士を招待す。

十九日　同業者及び新聞關係者を招待し新築の披露を爲す。

山梨、愛媛、千葉、岡山、廣島、群馬、栃木、福井、佐賀、北海道に就て其社員總代選擧を行ふ。

一一　十五日　第五回定時社員總代會を本社に開く。

濱口吉兵衛（前名茂之助）氏監査役に就任。

四〇　八　保險料積立金の計算方法を純保險料式に改むることに關し主務省の認可を受く。

第六期（自明治四十年九月一日　至明治四十一年八月三十一日）

九　一日　高輪守幸支配人心得に就任す。

一〇　三重、埼玉、石川、福岡、和歌山、福島、富山、長崎、熊本、青森に就て其社員總代選擧を行ふ。

一一　十五日　第六回定時社員總代會を本社に開く。

明治四一　四　十七日　左の各項に付主務省より認可を受く。
一、保險金支拂後の配當體續の件
一、配當金に依る保險金增加の件
一、生殘關體配當法を廢止する件
一、保險金支拂又は解約に際し未收保險料を追徵せざる件
一、保險金の一件に對する最低限度を一千圓、被保險者一人に對する最高額を二萬圓とする件
一、保險契約の種類に、十年滿期、十五年滿期の二種を追加する件
六日　高輪支配人心得病氣のため、松崎故一郎其代理をなす。

第七期（自明治四十一年九月一日至明治四十二年八月三十一日）

九　七日　外務課新設。
八日　高輪支配人心得死亡。
一〇　山口、靜岡、秋田、長野、島根、岩手、茨城、滋賀、岐阜、香川に就て其社員總代選擧を行ふ。
一一　十五日　第七回定時社員總代會を本社に開く。
四二　一　一日　相良常雄支配人心得に就任。
三　一日　松崎故一郎をアクチュアリーに任ず。
六　一日　取締役增員選擧のため臨時社員總代會を本社に開く。岩出惣兵衛氏取締役辭任、服部金太郎、日比谷平左衛門の二氏取締役に就任。

第八期（自明治四十二年九月一日至明治四十三年八月三十一日）

明治四二　一〇　山形、鳥取、德島、高知、大分、鹿兒島、沖繩に就て其社員總代の選擧を行ふ。
一一　十五日　第八回定時社員總代會を本社に開く。

第九期（自明治四十三年九月一日至明治四十四年八月三十一日）

四三　一〇　東京、大阪、兵庫、京都、神奈川、新潟、愛知、臺灣、奈良、宮城に就て其社員總代選擧を行ふ。
一一　十五日　第九回定時社員總代會を本社に開く。
基金百口二萬圓を償却す。
二十九日　社員總代委任選擧に關する定款の變更認可さる。
四四　三　十日　監理課新設。
六　十八日　醫長石岡繁太郎保險醫學研究のため渡歐。

第十期（自明治四十四年九月一日至大正元年八月三十一日）

九　十二日　支配人心得相良常雄支配人に昇任す。
一〇　二十日　保險契約の種類に二十五年滿期を設くることの認可を受く。
北海道、千葉、栃木、群馬、廣島、岡山、佐賀、山梨、愛媛、福井に就て其社員總代選擧を行ふ。
一一　十五日　第十回定時社員總代會を本社に開く。
一二　二十七日　第十回定時社員總代會に於て決議したる普通保險約款の改正の件認可さる。
四五　五　協議員及び評議員の囑託制度を設く。
七　三十日　明治天皇崩御、大正天皇踐祚、同日以後を大正と改元さる。

第十一期（自大正元年九月至大正二年八月三十一日）

大正元　九　十日　石川善太郎を副支配人に任命す。
一〇　一日　東京、大阪、神戸、京都、名古屋、關東、東北、九州、臺灣の九地方部新設され、且東京地方部に部長四人を置き本社に直屬せしむ。
熊本、福岡、和歌山、長崎、埼玉、三重、青森、福島、富山、石川に就て其社員總代選擧を行ふ。
二十五日　保險金額の最高額を三萬圓とすることの認可を得たり。
一一　十五日　第十一回定時社員總代會を本社に開く。
創業十周年記念として特別配當一分を從來の三分に增配せり。
一二　基金百口二萬圓を償却す。
警長石岡繁太郎歸朝す。
二　一　八日　臺灣地方部を官廳の命により從たる事務所として取扱ふこととせり。
信越地方部新設。
二　十六日　社員總代總岡德太郎氏死亡。
關東地方部中止。
四　北陸及び南鮮兩地方部新設。
契約課長三宅寬二獨逸に留學を命ぜらる。
六　東北地方部中止。

第十二期（自大正二年九月至大正三年八月三十一日）

大正二　九　廣島地方部新設。
一〇　岩手、秋田、茨城、長野、靜岡、滋賀、岐阜、島根、香川、山口の各縣に就て社員總代選擧を行ふ。
一一　十五日　第十二回定時社員總代會を本社に開く。
一二　東北地方部を永續して仙臺地方部を設く。
三　一　南鮮地方部を擴張す。
三　十一日　支配人相良常雄辭任。
關東地方部を復活し、仙臺地方部を廢止す。
四　信越地方部中止。
七日　保險業法改正に伴ふ事業方法書並に財產利用方法書變更の件、契約年齡を九年六箇月一日以上とする件、鑑査役の任期を二年とする件、不動產取得の範圍を擴張する件、團體保險新設の件、死亡表變更のため保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類變更の件、外國人と契約する場合に於ける選擇の標準並に特別保險料徵收の件主務省より認可。
一日　監理課廢止。
七　八　十日　年增保險料の徵收、並に特別危險除外特約に關する事業方法書の變更申請に對し主務省より認可を受く。

第十三期（自大正三年九月一日至大正四年八月三十一日）

九　關東地方部廢止、福島及び高松兩地方部新設。
一〇　廣島、德島、鳥取、大分、宮崎、山形、高知、沖繩、各縣の社員總代選擧を行ふ。
熊本地方部新設。

大正　三　一一　十五日　第十三回定時社員總代會を本社に開く。
基金百口二萬圓を償却す。
一二　熊本地方部廢止。
初期の社報第一號を發行。
四　一　十六日　三宅寛二歸朝。
三　九州地方部を福岡地方部と改稱す。
初期の社報第三號を發行し、爾後休刊。
四　十八日　矢野恒太氏保險關係二十五年記念祝賀會業界有志の發起にて生命保險會社協會に於て開催さる。
五　北陸地方部中止。
二十五日　東京市京橋區南傳馬町三丁目五番地に於ける會社事務所新築の基礎工事に著手す。
三十日　第二期の社報第一號を發行。
八　十六日　社員總代佐竹作太郎氏死亡。
三十一日　柳澤伯爵社長を辭し、矢野恒太氏之を襲ふの議內定す。石坂泰三秘書役として入社す。外務課廢止。

第十四期（自大正四年九月一日　至大正五年八月三十一日）

九　一日　專務取締役矢野恒太氏取締役社長に就任。前社長伯爵柳澤保惠氏に本社顧問を委囑す。副アクチュアリーを新任す。
十四日　柳澤前社長の送別會を生命保險會社協會に於て開催す。

大正　四　一〇　南鮮地方部を朝鮮地方部と改稱す。
東京、大阪、兵庫、京都、愛知、神奈川、臺灣、北海道、新潟、奈良の諸府縣に就て其社員總代選擧を行ふ。
一一　十日　大正天皇御卽位の大典に付祝意を表するため謹で休業。
十五日　第十四回定時社員總代會を本社に開く。
基金二百口四萬圓を償却す。
二十七日　定款第三十四條第二項の社長及び專務取締役常置制度變更の件主務省より認可。
十九日　保險契約申込書及び診査報狀の樣式變更の件主務省より認可。
五　二　十一日　矢野社長生命保險會社協會理事に選擧せらる。
四　東京地方部を一地方部に統一し、獨立地方部と爲す。
五　三日　本社新築工事の鐵骨第一柱を建つ。
一日　アクチュアリー松崎故一郎死亡。
六　十日　秘書役石坂泰三歐米諸國に於ける生命保險事業視察のため派遣さる。

第十五期（自大正五年九月一日　至大正六年八月三十一日）

一〇　朝鮮、廣島、栃木、千葉、群馬、宮城、德島、岡山、鹿兒島、佐賀に於ける社員總代の選擧を行ふ。
一一　一日　監査役柿沼谷藏氏谷雄と改名。
三日　立太子式御擧行に付祝意を表し休業す。
十五日　第十五回定時社員總代會を本社に開く。
基金二百口四萬圓を償却す。

大正六
一　八日　社員總代角田林兵衛氏死亡。
三　金澤地方部を新設し、北陸地方部を轄承す。
二十四日　解約返還金算式並に拂濟保險契約の保險料積立金算式の變更申請に對し主務省より認可。
五　三十日　保險金の最高金額を五萬圓とすることに關し主務省の認可を受く。
七　四日　普通保險約款第二十九條の適用に應ずるため返還金算式の一部訂正と第二十八條、第二十九條及び第三十條に應ずる特別算式との二項に關する關係書類の變更申請に對し主務省より認可あり。
八　二十日　社員總代男爵奥田義人氏死亡。

第十六期（自大正六年九月至大正七年八月三十一日）

九　十一日　助役制度初めて施行さる。
十一日　秘書役石坂泰三歸朝、十三日支配人心得に任命さる。
北海道地方部新設。
一〇　福岡、愛媛、三重、熊本、埼玉、石川、長崎、青森、鹿島、和歌山の各府縣に於て社員總代の選擧を行ふ。
一一　十五日　第十六回定時社員總代會を本社に開く。
十五周年記念として社員配當金の配當率三分に一分五厘の特別配當をなすことを可決す。
基金未償却分三百口六萬圓の全部を償却す。
一一　十六日　基金償却完了記念祝賀會を築地新喜樂に開催す。
一二　五日　公告方法、特別積立金及び使用人救護金に關する定款變更の申請に對し主務省より認可。
七　三　金澤地方部廢止、大連地方部新設。
四　十六日　主計課を徵收課と改稱し、同時に各課分掌事務の一部改正さる。

大正七
六　十四日　副アクチュアリー鈴木敏一歐米に留學を命ぜられ、横濱出帆。
七　八日　定款第四十一條改正に因る事業方法書中剩餘金分配に關する變更申請に對し、主務省より認可を得。
八　書籍保險の募集を停止し、尚當該既契約者に種類變更を交渉す。

第十七期（自大正七年九月至大正八年八月三十一日）

九　新潟及び横濱兩地方部新設。
一〇　靜岡、長野、茨城、山梨、秋田、香川、山口、滋賀、岐阜、福井の社員總代選擧を行ふ。
一一　十五日　第十七回定時社員總代會を本社に開く。
二　七日　基金醵出者一同より矢野社長への記念品贈呈式新橋花月に於て催さる。
三　三日　李太王殿下國葬當日に付弔意を表し休業。
十三日　支配人心得石坂泰三支配人に任命さる。
五　一日　靖國神社五十年祭に付臨時休業。
七日　皇太子殿下御成年式に付休業。
九日　東京市奠都五十年祭に付休業。
十日　臨時社員總代會を本社に開く。
七　二十五日　社員總代選擧區制新定に因る定款變更の申請に對し主務省より認可を受く。
八　二十二日　定款第十八條の改正に因る事業經營地域擴張に關する變更申請に對し主務省より認可。

第十八期（自大正八年九月至大正九年八月三十一日）

大正八　九　松江地方部新設。
　十一日　相談役男爵森村市左衛門氏死亡。
　十二日　後藤德太郎調査役に任命さる。
　一〇　東京及び大阪兩地方部を支部と爲し、橫濱地方部を東京支部に、神戸地方部を大阪支部に合併す。
　定款の規定に依り第五區社員總代選擧會を開催。
　十二日　社員總代松崎藏之助氏死亡。
　一一　十五日　第十八回定時社員總代會を本社に開く。
　二十七日　社員總代大久保正策氏死亡。
九　一　二十六日　蒼梧會中央發會式擧行。
　三　十九日　鈴木敏一歸朝、直ちにアクチュアリーに任命さる。
　四　五日　有價證券の信託預開始の件主務省より認可。
　六　十五日　臨時社員總代會開催。
　七　二十九日　社員總代補缺選擧に關する定款變更の件主務省より認可。
　八

第十九期（自大正九年九月一日　至大正十年八月三十一日）

　九　一日　鈴木六郎調査役に、並木彌十郎及び河島大太郎參事に任命さる。
　京都、名古屋、臺灣、廣島、朝鮮、福島、高松、福岡、北海道、大連、松江の十一地方部を支部に改め、熊本支部を新設す。
　一〇　第一區及び神奈川縣（補缺）の社員總代選擧を行ふ。
　十二日　役員並に社員配當金に關する定款の變更、出世保險の開始、社員配當金を一時拂保險料に振替へ保險金を增加する方法に關する事業方法書及び約款の變更の件主務省より認可。
　十五日　第十九回定時社員總代會を本社新築社屋に招集す。男爵森村開作氏取締役に就任。
　保險契約現在高一億圓を越ゆ。
　二十三日　監査役柿沼谷雄氏死亡。
　一一　七日　社員總代神田兵右衛門氏死亡。
　一〇　九日　取締役日比谷平左衛門氏死亡。
　三十一日　保險金の最高額を十萬圓とする件主務省より認可。
　三　三十一日　本社新築工事著著進捗し大體に於て落成したるを以て新築披露式を擧ぐ。
　四　十一日　事務所を新館に移轉す。
　長野新潟支部新設。
　八　一日　營繕課新設。
　團體保險開始に關する書類の申請を爲す（後一時見合せり）。

第二十期（自大正十年九月一日　至大正十一年八月三十一日）

　一〇　第四區の社員總代選擧を行ふ。
　十五日　第二十回社員總代會を本社に開く。
　一一　石坂泰三氏取締役に就任し、支配人を兼務す。今村繁三氏取締役に就任、伊藤萬太郎氏監査役に就任。
　一　十日　監査部新設。
　二　九日　公爵山縣有朋氏國葬當日に付弔意を表し休業。

大正一一
三　一日　矢野社長年來の宿志に基き創立せられたる相互主義の第一相互貯蓄銀行開業。
四　三日　矢野社長支那へ事業視察のため出發せらる。
　　十六日　社員總代永見寛二氏死亡。
　　六日　矢野社長長途の旅行より無事歸社。
五　八　二十七日　營繕課長松本與作歐米諸國に出張す。

第二十一期（自大正十一年九月一日至大正十二年八月三十一日）

一〇　第三區及び長崎、鹿兒島（補缺）の社員總代選擧を行ふ。
　　十四日　社員總代早川千吉郎氏死亡。
一一　十五日　第二十一回社員總代會を本社に開く。
一二　八日　矢野社長歐米保險事業視察のため出發せらる。
　　十一日　定款第五十一條削除の件主務省より認可。
　　二十七日　保險料積立金及び未經過保險料の計算方法變更の件主務省より認可を受く。
一　十四日　故大勳位伏見宮貞愛親王殿下國葬當日に付弔意を表し休業。
二　十七日　矢野社長生命保險會社協會理事長に選擧さる。
三　三日　契約復活手續の變更の件主務省より認可。
五　一日　契約課長佐久間勝保險事業視察のため歐米諸國へ出張を命ぜらる。
六　七日　矢野社長無事歸朝。
八

第二十二期（自大正十二年九月一日至大正十三年八月三十一日）

大正一二
九　一日　關東大震火災（震火災日誌は別に詳細を掲ぐ）。
一〇　第二區の社員總代選擧を行ふ。
　　十七日　營繕課長松本與作歸朝。
一一　十五日　第二十二回社員總代會を生命保險會社協會に開く。
　　二十九日　相談役池田謙三氏死亡。
一二　十九日　社員總代小山健三氏死亡。
　　二十四日　社員總代加藤正義氏死亡。
一三　一　二十六日　東宮殿下御成婚祝賀に付休業。
　　現在契約高二億圓達成。
二　二十三日　社員總代下平用彰氏死亡。
三　四日　相談役和田豐治氏死亡。
七　十日　社員總代林鐵太郎氏死亡。
　　十二日　大勳位公爵松方正義氏國葬に付弔意を表し休業。
八　十一日　社員總代橋本吉兵衛氏死亡。

第二十三期（自大正十三年九月一日至大正十四年八月三十一日）

九　十三日　契約課長佐久間勝歸朝。
　　神戸支部新設。
一〇　第五區及び山形、秋田、石川、福井（補缺）の社員總代選擧を行ふ。
　　橫濱支部東京支部より獨立。

大正一三　一一　十五日　第二十三回定時社員總代會を本社に開く。
二十五日　調査課新設。
一二　三十日　社員總代柿崎欽吾氏死亡。
一四　一　十五日　社員總代瀨川辨三氏死亡。
三　一日　社員總代小池國三氏死亡。
五　十一日　大正天皇銀婚式東京市祝日に付祝意を表し休業。
七　十四日　保險年齡延長の件主務省より認可。

第二十四期（自大正十四年九月一一日　至大正十五年八月三十一日）

九　一日　蒼梧保險開始。
前橋、大分、金澤の三支部新設。
現在契約高三億圓達成。
八日　外務彙報第一號發行。
一〇　第一區の社員總代選擧を行ふ。
十六日　大連支部長渡邊退助を關東州に於ける當會社の代表者として關東廳に届出づ。
一一　十五日　第二十四回定時社員總代會を本社に開く。
一二　二十二日　社員總代樞密院副議長法學博士岡野敬次郎氏死亡。
一五　一　十三日　財團抵當貸付の場合に於ける財團の種類並に信託の種類及び制限に關する事項變更の件主務省より認可あり。
二　外務教材第一冊發行。

大正一五　五　二十日　社員總代中田錦吉氏死亡。
六　十三日　不動產及び財團抵當貸付の場合に於ける抵當權に關する事項變更の件主務省より認可。
十日　李王垈殿下國葬當日に付弔意を表し休業。
十三日　秘書役溝口龍夫保險事業研究のため歐米諸國に派遣さる。
八　二日　會社の所有し得べき社債に關する事項變更の件主務省より認可あり。

第二十五期（自大正十五年九月一一日　至昭和二年八月三十一日）

九　滋賀支部新設。
二十三日　福岡支部長片岡皐吉並に熊本支部長片岡愼平、支部長會議終了後歸任の途中廣島縣下に於ける列車災害に遭難して、片岡皐吉即死し、同愼平重傷を受く。
一〇　徳島及び水戸支部新設。
十四日　大連支部長松岡義太郎を關東州に於ける當會社代表者として關東廳に届出づ。
第四區の社員總代選擧を行ふ。
二十二日　長慶天皇大統御統列御親告の御儀に付休業。
青森支部新設。
一一　十五日　第二十五回定時社員總代會を本社に開く。
小林一三氏監査役に就任。
一二　十四日　役員賞與金規定變更の件主務省より認可あり。
二十五日　大正天皇崩御に付弔意を表し午後休業。本日以後昭和と改元。
昭和　二　七日、八日　大正天皇御大喪儀に付休業。

昭和二三	現在契約高四億圓突破。
	二十日　社員總代市原求氏死亡。
	二十八日　矢野社長生命保險會社協會理事長辭任、其名譽顧問に推薦さる。
四	二十二日　財界恐慌に對する支拂延期令施行と共に、同令施行期間中の契約に付特別取扱を爲せり。
六	四日　不動產抵當貸付の場合に於ける抵當物件の制限並に信託の制限に關する事項變更の件主務省より認可あり。
七	十三日社員總代草野半氏死亡。
	十七日　秘書役溝口龍夫歸朝。

二　矢野社長略歷

岡山縣平民　正七位勳四等　矢野恒太

族歷

一、慶應元年十二月二日原籍地岡山縣上道郡角山村字竹原六百十八番地ニ生ル。

一、醫三益ノ男ナリ、二姉夭折、一姉五十五歲死、兄弟ナシ。

一、明治三十一年一月十六日東京府士族森則義長女トシヲ娶ル。

一、二男二女アリ。長男一郎明治三十二年二月七日生、大正十三年一月十七日東京府士族生田定之長女初子ヲ娶ル（孫女マリ子大正十四年五月生）。次男二郎明治三十七年二月十四日生、大正十五年五月十八日死亡。長女菊子明治三十三年十一月十三日生、大正十四年十二月生、孫男太郎昭和三年十二月七日生、昭和三年十月七日福岡縣人高木幹夫ニ嫁ス（孫女令子大正十四年十二月生）。次女雪子明治三十九年十二月十

經歷

一、明治十一年竹原小學校卒業。

附錄二　矢野社長略歷

明治三十一年六月十七日海外貿易奨励ニ関スル事項ノ調査ヲ嘱託セラレ、手当トシテ一ケ月金百圓ヲ給セラル。（農商務省）

同年中「アクチ」、「アリア」ル・ソサイテイ・オブ・アメリカ」ニ推薦サル。

明治三十一年六月三十日共済生命保険合資会社ヲ肇シ農商務省ニ入リ、保険事業ヲ調査シ、且保険業法起草ノ準備ヲナス。

一、明治三十一年十月二十一日保険業法起草事務法典調査会ニ移サルルニ及ヒ、兼ネテ法典調査会起草委員補助ヲ命セラル。（法典調査会）

一、明治三十一年「ダン」ニ推薦セラレ、更ニ「コミツテ・デー・ザクチ」、「ニユール」ノ一員トナル。

一、明治三十二年三月二十四日法典調査会補助委員ヲ命セラル。（法典調査会）

一、明治三十二年十月同志ト謀リ、日本アクチ、アリー会ヲ創立シ、他国ノ学界トノ連絡ヲ図ル。此会ニ於テハ最初幹事トナリ会長ヲ設クルニ及ヒ会長トナル。

一、明治三十三年二月三日海外貿易奨励ニ関スル事項調査ノ嘱託ヲ解カル。（農商務省）

一、明治三十三年保険業法実施ノ結果保険事務官ニ任セラル。（内閣）

一、明治三十三年農商務省所管事務政府委員被仰付。（内閣）

明治三十三年大野社長帰国

三

一、明治十一年多岡山医学校ニ入ル。（中途退学）

一、明治十三年京京英語学校ニ入ル。

一、明治十四年大学医学部予科ニ入ル。

一、明治十六年退学。

一、明治十七年岡山医学校予科ニ入ル。

一、明治十二年第三高等学校医学部卒業。

一、明治二十二年十二月日本生命保険会社幹部ニ聘セラル。

一、明治二十五年同社ヲ辞シ事ラ生命保険事業ノ相互化サルヘキコトヲ高唱ス。

一、明治二十六年十一月日米利主義生命保険会社ノ設立ヲ望ム一般ノ人士ニ応シ、三月其支配役トナル。

一、明治二十七年共済生命保険合資会社ヲ設計シ、

一、明治二十八年五月一日欧米諸国巡回中保険法及ヒ保険事業ニ関スル事項ノ取調ヲ嘱託セラル。（農商務省）

務省）

一、明治二十八年五月十六日生命保険事業研究ノタメ渡欧。現地国ゴーターニ生命保険相互会社ニ入リ事務ヲ見習フコト約一年。

一、同年ブリユッセルニ開カレタル第一回生命保険事業者及ヒ兼者ヲ歴訪ス。

一、明治三十年三月十五日帰朝。

一、同年ブリユッセルニ開カレタル第一回生命保険事業国際会議ニ出席シ、副議長ノ一人トナル。

一、明治三十三年統計事務ヲ囑託セラル。(內閣)

一、明治三十三年二月正七位ニ敍セラル。

一、明治三十三年中外國保險會社取締ニ關スル勅令及ヒ保險業法施行規則ノ起草ニ與ル。

一、明治三十三年四月二十六日高等官六等ニ敍セラル。(內閣)

一、明治三十三年內閣統計局審査官兼任ヲ命セラル。(內閣)

一、明治三十三年五月二十一日商工局保險課長ヲ命セラル。(農商務省)

一、明治三十三年十月五日依願免補助委員。(法典調査會)

一、明治三十四年一月日本保險醫學協會創立ト共ニ副會長トナル。

一、明治三十四年十二月四日依願免本官並兼官。(內閣)

一、明治三十四年十二月統計事務ヲ囑託セラル。(內閣)

一、明治三十四年十二月四日官ヲ辭シ第一生命保險相互會社ノ創立ニ從事ス。

一、明治三十五年九月十五日第一生命保險相互會社ヲ創立シ專務取締役トナル。コレ實ニ我國ニ於テ合法的相互組織生命保險會社ノ嚆矢ナリ。

一、明治三十六年九月十八日法典調査會補助委員ノ職ヲ奉シ莖力勘カラス依テ銀杯一組ヲ賜フ。(賞勳局總裁)

一、明治四十一年生命保險會社協會設立ト同時ニ理事トナル。

一、明治四十四年二月日本保險醫學協會副會長ヲ辭ス。

一、明治四十四年十一月豫テ內閣統計局ノ囑託ヲ受ケ調査中ノ「日本人ノ生命ニ關スル研究、一名日本國民新死亡表」ヲ完成ス。

一、明治四十四年十二月二十日內閣統計局ノ囑託ニ依リ死亡表ノ調査ニ從事シ莖力勘カラス依テ銀杯一組ヲ賜フ。(賞勳局總裁)

一、大正四年九月一日第一生命保險相互會社社長トナル。

一、大正七年五月十八日國勢調査評議員被仰付。(內閣)

一、大正十年三月二十三日第一回國勢調査事業ニ關シ莖力勘カラス依テ金杯一箇ヲ賜フ。(賞勳局總裁)

一、大正十年四、五月支那ニ遊フ。

一、大正十一年二月一日第一相互貯蓄銀行ヲ創立シ其頭取トナル、コレ實ニ我國ニ於ケル相互主義銀行ノ嚆矢ナリ。(銀行創立マテ即五十八歲マテ一人一職主義ヲ守レリ)

一、大正十一年十二月再ヒ歐米諸國歷遊ニ際シ戰後各國ノ事情及保險事業視察ヲ囑託セラル。(農商務省)

一、大正十二年三月十七日(滯歐中)生命保險會社協會理事會會長ニ推サル。

一、大正十二年八月歸朝。

一、大正十二年十月十八日帝都復興院參與被仰付。(內閣)

一、大正十三年二月二日中央統計委員會委員被仰付。(內閣)

一、大正十三年二月三日特別都市計畫委員會委員仰付。（內閣）
一、大正十三年三月二十五日三井信託株式會社創立トトモニ同社取締役トナル。
一、大正十三年三月三十一日帝國經濟會議議員被仰付。（內閣）
一、大正十三年九月二十日勤倹奬勵中央委員會委員ヲ命セラル。（內務省）
一、大正十三年十月二十五日東京横濱電鐵株式會社社長ニ就任。
一、大正十四年十月二十日創立ノ日本無線電信株式會社創立發起人トナル。
一、大正十四年十二月復興建築助成株式會社創立發起人トナル。
一、昭和二年三月二十八日生命保險會社協會理事長ヲ辭シ、名譽顧問ニ推薦サル。
一、昭和二年四月十四日田園都市株式會社社長並ニ目黒蒲田電鐵株式會社社長ニ就任。
一、昭和二年七月二十日資源審議會臨時委員被仰付。（內閣）
一、昭和二年十月五日生命保險標準死亡表作成ニ關スル事務取扱ヲ囑託セラル。（商工省）
一、昭和三年一月十五日成立ノ東京自由通商協會發起人トナリ、設立トトモニ評議員トナル。
一、昭和三年四月五日生命保險倶樂部設立トトモニ總務委員トナル。
一、昭和三年春田園都市株式會社解散ヲ機トシ、第一生命保險相互會社及ヒ第一相互貯蓄銀行以外一切ノ有給職務（三井信託株式會社取締役、目黒蒲田電鐵株式會社社長、東京横濱電鐵株式會社社長）ヲ辭ス。

一、昭和三年十一月十日紋勳四等授瑞寶章。（賞勳局總裁）

著述（括弧内ハ頁數ナリ）

一、「新案生命保險規則」明治二六、三、（六一）
一、「非射利主義生命保險會社の設立を望む」明治二六、一一、（七三）
一、「利息計算表」三種
　「日歩計算表」明治三一、三（一八一）
　「複利表」明治三一、六（一一五）
　「金利精覽」明治三七、一一（二二二）
一、「乘除表」二種
　「四位一位乘除表」明治三二、六（一八一）
　「三位三位乘除表」大正二、八、（一、八一六）
一、「保險業法施行規則」明治三三、一〇（一三二）
一、「卑見梗概」明治三五（二六）
一、「保險相互會社首唱之辭」明治三五、一（一五）
一、「ポケット論語」明治四〇、一二（三一四）
一、「ダイヤモンド論語」明治四二、一〇（一七四）

一、「日本人ノ生命ニ關スル研究」明治四五、三（一四五）
一、「藝者論」明治四五、五（三〇六）
一、「友人諸君へ相談」（日刊新聞發刊意見）
一、「國債政策の一端に就きて」
一、「屠蘇危言」大八、五（三三五）
一、「大局管窺」大九、二（二一一）
一、英文「大局管窺」（一部英譯）大九、五（一九）
"Japanese Relation with America and China" in "Glimpses of the Times"
一、「稅策」大九、一〇（一七四）
一、「江上客夢」大一一、一〇（一三二）
一、英文「江上客夢」（全譯）大一一、一二（九二）
"My China Impressions"
一、「途上偶感」大一四、二（二八八）
一、「稅制改革に就きて」大一四、（三八）
一、「生命保險時事常識」大一五、六（七八）
一、「日本に初めて試みたる相互主義銀行の經驗」昭二、六（五五）

一、「日本國勢圖會昭和二年版」昭和二年、八（三二四）
一、「日本國勢圖會昭和四年版」昭和四年、六（四二四）
一、「金輸出解禁是非」昭和四、七（二七）
一、「再論金解禁是非」昭和四、八（三九）

現職

一、第一生命保險相互會社社長
一、株式會社第一相互貯蓄銀行頭取
一、特別都市計畫委員會委員
一、中央統計委員會委員
一、資源審議會臨時委員
一、生命保險標準死亡表作成委員會特別委員
一、生命保險會社協會名譽顧問
一、生命保險俱樂部總務委員
一、國際アクチュアリー會議常置委員會評議員
一、保險學會評議員

一、日本俱樂部理事
一、日本工業俱樂部財務委員
一、日本橋俱樂部評議員
一、日本貿易協會協議員
一、日本經濟聯盟會理事
一、國際商業會議所國內委員
一、東京自由通商協合評議員
一、中央朝鮮協會評議員
一、日本產業協會評議員
一、東京統計協會監事
一、日本結核豫防協會理事
一、日本結核病學會評議員
一、白十字會評議員
一、日本性病豫防協會評議員
一、癌研究會評議員
一、科學智識普及會評議員

一、交通協會評議員
一、道路改良會評議員
一、東京市政調查會評議員
一、帝國飛行協會評議員
一、生活改善同盟會評議員
一、日本體育聯盟評議員
一、日本體育會常議員
一、日本弘道會後援會財務監督
一、日本少年團後援會委員
一、大日本國防義會評議員
一、青山會館評議員
一、森村豐明會評議員
一、軍艦三笠保存會監事
一、作業神社保存會委員
一、岡野奬學會理事
一、眞鍋奬學財團評議員

一、京濱實業家懇親會委員
一、清明會理事
一、同仁會評議員
一、工政會評議員
一、斯文會監事
一、聖堂復興期成會監事
一、岡山縣武學生養成會理事
一、夜話會幹事
一、蒼梧會會長
一、保險高等專攻學校評議員

（昭和四年八月三十一日調）

三　柳澤前社長略歷

奈良縣華族　從二位勳二等伯爵　柳澤保惠

一、明治三年十二月十六日新潟縣越後國北蒲原郡黑川村ニ生ル。父從三位柳澤光昭（子爵柳澤光邦養父）。
一、明治十年四月　東京市芝區三田南海小學校ニ入學。
一、明治十五年四月　同校卒業。
一、明治十五年六月—十六年二月　信夫粲氏及ヒ村上英俊氏ニ就キ漢學佛語學修業。
一、明治十六年二月　東京市神田區共立學校ヘ入學、英學漢學修業。
一、明治十八年冬　同校二級卒業。
一、明治十九年春　學習院初等中學科第一級ニ入學。
一、明治十九年八月二十七日　伯爵柳澤保申養嗣子トナル。
一、明治二十三年二月　依願學習院高等中學科一級ヲ退キ東京法學院特別認可生トシテ同院英語法學科ニ入學。
一、明治二十三年九月　再ヒ學習院ニ入學同院高等學科三年級ニ編入セラル。

一、明治二十三年十二月十六日　従五位ニ敍セラル。
一、明治二十六年十月二十七日　家督相續被仰付。
一、明治二十七年七月十四日　學習院大學科卒業學士ノ稱號ヲ受ク。
一、明治二十七年十月十三日　學習院在學中學業特別優等ニ付本年ヨリ向フ三ケ年間獨逸國ヘ留學被仰付。（宮內省）同年十二月二十日出發。
一、明治二十七年十二月二十一日　正五位ニ敍セラル。
一、明治二十八年四月　英國欽定統計學院正會員ニ舉ケラル。
一、明治二十八年十月　獨逸國伯林大學哲學科（統計學、社會學、國家學等專攻）入學。
一、明治三十年五月　獨逸國ストラスブルグ大學國家學科ヘ入學專攻學科ノ研究ヲ繼續ス。
一、明治三十年十月　墺國維納大學政治學科ヘ入學國家學科中統計學ヲ主トシテ專攻ス且墺國中央統計院出入ノ允可ヲ受ケ演習ヲナス。
一、明治三十年十一月四日　明治二十七年十二月ヨリ三ケ年間獨逸國ヘ留學被仰付候處三十二年十二月迄更ニ二ケ年間留學延期被仰付。（宮內省）
一、明治三十一年四月中旬　西班牙國マドリッドニ開催ノ萬國衛生及ヒ民勢會議ニ參列ス。
一、明治三十一年十二月二十日　從四位ニ敍セラル。
一、明治三十二年四月六日　明治三十一年一月ヨリ本年十二月迄二ケ年間獨逸國留學延期被仰付候處三十三年六月迄六ケ月間尙又延期被仰付。（宮內省）
一、明治三十二年六月八日　內閣統計局事務ヲ囑託セラル。（內閣）
一、明治三十二年六月八日　本年九月諸威國クリスチヤニア市ニ於テ第七回國際統計會議開設ニ付委員トシテ參列被仰付。（內閣）
一、明治三十三年六月　佛國巴里ニ轉學ス。
一、明治三十三年九月三日　獨逸國、墺國、白耳義國、佛國等留學ノ處滿期ニ付歸朝。
一、明治三十三年十一月　早稻田大學統計學講師ヲ囑託セラル。
一、明治三十五年九月十五日　第一生命保險相互會社社長トナル。
一、明治三十五年十二月二十日　正四位ニ敍セラル。
一、明治三十六年十月　玉川電氣鐵道株式會社相談役ヲ囑託セラル。
一、明治三十六年十月五日　東京市統計事務ヲ囑託セラル。
一、明治三十七年七月十日　貴族院議員當選。
一、明治三十八年五月十九日　本年七月英京倫敦ニ開催ノ第十回國際統計會議參列ノ爲メ政府委員トシテ出張被仰付。（內閣）同年十二月三十日歸朝。
一、明治三十八年九月　玉川電氣鐵道株式會社相談役辭任。
一、明治三十九年三月　株式會社六十八銀行相談役トナル。

一、明治三十九年四月一日　明治三十七八年事件ノ功ニ依リ勳四等旭日小綬章ヲ授ケ賜フ。（內閣）
一、明治三十九年十月二十日　東京市統計顧問ヲ囑託セラル。
一、明治三十九年十一月四日　國際統計學院正會員ニ選擧セラル。
一、明治四十年二月二十四日　株式會社高等演藝場取締役會長トナル。
一、明治四十年七月八日　丁抹國コッペンハーゲンニ於テ第十一回國際統計會議並ニ獨逸國伯林ニ於テ第十四回萬國衛生及ヒデモグラヒー會議開設ニ付委員トシテ參列被仰付。（內閣及ヒ東京市）　四十一年二月十八日歸朝。
一、明治四十一年五月二十一日　神戸市臨時市勢調査顧問ヲ囑託セラル。
一、明治四十一年七月二十九日　東京市臨時市勢調査協議員會議長ヲ囑託セラル。
一、明治四十二年六月四日　佛國巴里ニ於テ第十二回國際統計會議開設ニ付委員トシテ參列被仰付。（內閣）
　同年十月十六日歸朝。
一、明治四十二年十二月二十七日　從三位ニ敍セラル。
一、明治四十三年五月二十七日　國勢調査準備委員會委員被仰付。（內閣）
一、明治四十三年六月二十一日　英國欽定統計學院名譽會員ニ推薦セラル。
一、明治四十三年六月二十一日　國勢調査準備委員會主査委員會長ニ選擧セラル。
一、明治四十三年六月二十一日　國勢調査準備委員會委員會長ニ選擧セラル。
一、明治四十三年十二月二十三日　依願東京市統計顧問ノ囑託ヲ解カル。

一、明治四十四年四月六日　廣軌鐵道改築準備委員會委員被仰付。（內閣）
一、明治四十四年七月十日　貴族院議員當選。（第二回）
一、明治四十四年七月十八日　和蘭國海牙市ニ開催ノ第十三回國際統計會議ニ帝國委員トシテ參列被仰付。（內閣）
一、明治四十四年七月十八日　御用有之歐米各國ヘ被差遣。（內閣）　同年十二月九日歸朝。
一、明治四十五年五月二十九日—七月八日　支那朝鮮視察。（貴族院）
一、大正元年十月十一日　伊太利國皇帝陛下ヨリ賜與セラレタル銅製震災記念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルコトヲ允許セラル。
一、大正二年二月　株式會社六十八銀行相談役辭任。
一、大正二年七月一日　柳澤統計研究所ヲ設立シ總裁トナル。
一、大正三年五月　二日昭憲皇太后嚮宮移御ノ儀、九日追號報告ノ儀、十日嚮宮三十日祭ノ儀、二十日嚮宮四十日祭ノ儀被爲行候ニ付陛下ノ御親族タル華族總代トシテ靈柩供奉被仰付。二十四日靈代奉安ノ儀並ニ御斂葬當日嚮宮祭ノ儀、二十七日斂葬翌日山陵祭ノ儀、三十日山陵五十日祭ノ儀被爲行候ニ付昭憲皇太后ノ御親族タル華族總代トシテ式場ヘ參列、三十一日靈柩供奉ノ任務結了。
一、大正三年七月十九日　檀殿百日祭被爲行候ニ付昭憲皇太后ノ御親族タル華族總代トシテ式場ヘ參列。

一、大正四年四月十一日　昭憲皇太后一周年祭櫬殿ノ儀被爲行候ニ付昭憲皇太后ノ御親族タル華族總代トシテ式場ヘ參列。

一、大正四年八月三十一日　第一生命保險相互會社社長辭任。

一、大正四年九月一日　第一生命保險相互會社顧問ニ推薦セラル。

一、大正四年十一月十日　天皇陛下御即位ノ大禮被爲行候ニ付貴族院議員トシテ式場ヘ參列。

一、大正五年一月二十二日　學習院評議會會員被仰付。（宮內省）

一、大正五年一月三十日　株式會社高等演藝場取締役會長ヲ辭任シ同日相談役ニ推薦セラル。

一、大正五年四月一日　大正三四年事件ノ功ニ依リ勳三等瑞寶章ヲ授ケ賜フ。（內閣）

一、大正五年四月二十四日　內閣統計局事務囑託辭任。

一、大正五年五月三日　岩倉鐵道學校評議員ニ推薦セラル。

一、大正五年六月二十八日　保健衛生調査會委員被仰付。（內閣）同會第五部及ヒ第八部主査ニ選ハル。

一、大正五年十月七日　內閣統計局顧問被仰付。（內閣）

一、大正六年九月　東洋纖維株式會社監査役ニ推薦セラル。

一、大正七年一月十日　正三位ニ敍セラル。

一、大正七年五月十八日　臨時國勢調査局參與被仰付。（內閣）　國勢調査評議會評議員被仰付。（內閣）

一、大正七年七月十日　貴族院議員當選。（第三回）

一、大正七年十月十三日　東洋纖維株式會社監査役辭任。

一、大正七年十月二十六日　東洋纖維株式會社相談役ニ推薦セラル。

一、大正七年十一月二十日　麹町區一級選出東京市會議員ニ當選。

一、大正八年二月十一日　多年貴族院議員ノ職ニ在リテ勤勞不渝依テ旭日中綬章ヲ授ケ賜フ。（內閣）

一、大正八年六月　朝鮮國勢調査事業視察ノ爲メ渡鮮ス。

一、大正九年五月十五日　官制改革ニ由リ內閣統計局顧問廢職トナル。國勢院參與被仰付。（內閣）

一、大正九年五月十八日　國勢院參與、臨時國勢調査局參與辭任。

一、大正九年九月一日　國勢調査員ヲ命セラル。（內閣）

一、大正九年十一月二十九日　中央統計委員會委員被仰付。（內閣）

一、大正十年三月二十三日　第一回國勢調査事業ニ關シ盡力勤勞カラス依テ勳二等瑞寶章ヲ授ケ賜フ。（內閣）

一、大正十年六月三日　柳澤統計研究所理事就任。（大正十三年六月四日滿期更ニ理事就任、昭和二年五月三十日滿期更ニ理事就任）

一、大正十一年六月六日　芝區一級選出東京市會議員ニ當選。

一、大正十一年六月十六日　東京市會議長ニ當選。

一、大正十二年四月十日　警視廳防疫評議員被仰付。（內閣）　大正十三年十月十五日辭任。

一、大正十二年七月二日　歐米各國ヘ出張ヲ命セラル。（內閣）　同年十二月二十八日歸朝。

一、大正十二年七月二十七日　歐米都市ニ於ケル統計ニ關スル事項調査ヲ囑託セラル。（東京市）
一、大正十二年八月十日　白耳義國ブリュッセル市ニ於テ第十五回國際統計會議開設ニ付委員トシテ參列被仰付。（內閣）
一、大正十二年八月二十七日　第五回國際勞働總會政府代表顧問被仰付。（內閣）
一、大正十二年十月一日―六日　第十五回國際統計會議ニ參列ス。
一、大正十二年十月二十二日―二十九日　第五回國際勞働總會本邦政府代表安達大使同會議議長ニ選擧セラレタルニ由リ臨時本邦政府代表トナル。
一、大正十二年十月二十九日―十一月二日　瑞西國ジュネーブニ開催ノ第一回國際勞働統計會議ニ本邦委員トシテ參列ス。
一、大正十三年二月二日　特別都市計畫委員會委員被仰付。（內閣）　大正十三年十月十五日辭任。
一、大正十三年九月五日　東京市勢調査員ヲ囑託セラル。（東京市）
一、大正十三年十月十日　東京市會議員辭任。
一、大正十四年三月十四日　伊國羅馬ニ於テ開催ノ第十一回國際議院商事會議ニ貴族院ヲ代表シ參列ノ爲メ出發。同年六月十四日歸朝。
一、大正十四年七月十日　貴族院議員當選。（第四回）
一、大正十四年八月三日　伊國羅馬ニ於テ開催ノ第十六回萬國統計協會會議ニ委員トシテ參列被仰付。（內閣）　八月二十日出發。同年十二月十三日歸朝。
一、大正十五年一月十八日　東京市會議員待遇者トナル。
一、大正十五年七月二十日　家計調査委員ヲ命セラル。（內閣）
一、昭和二年一月十五日　從二位ニ敍セラル。
一、昭和二年七月七日　人口食糧問題調査會委員被仰付。（內閣）
一、昭和二年七月十九日　資源審議會委員被仰付。（內閣）
一、昭和二年九月二十八日　埃及國カイロニ於テ開催ノ第十七回萬國統計協會會議ニ委員トシテ參列被仰付。（內閣）　同年十一月二十一日出發。昭和三年二月十七日歸朝。
一、昭和四年三月十七日　東京市會議員ニ當選。
一、昭和四年三月二十九日　東京市會議長ニ當選。
一、昭和四年六月四日　恩賜財團濟生會評議員ヲ囑託セラル。
一、昭和四年六月二十八日　波蘭國ワルソーニ於テ開催ノ第十八回萬國統計協會會議ニ委員トシテ參列被仰付。（內閣）

（昭和四年六月二十八日調）

四　非射利主義生命保險會社の設立を望む

拜啓

近時、我邦生命保險の人生に缺くべからざることを覺れるもの漸く多きを致し斯業勃興の氣運に向ひ候事爲邦家誠に大慶の至に御座候得共斯業の始めて進歩せんとするに當つては朝野共に生命保險學者に乏しきは勿論一と通り生命保險の道理に通ぜるものすら少きが故に政府は之が監督を誤り甚しきに至ては之を監督すべき所以を知らざるものさへ有之民間には投機的の會社群立し道理の外に走せて無謀の競爭をなし其極破産となり解散となり合併となり恐慌となり非常なる害毒を天下に流すに及んで政府は始めて之が監督を嚴にせざるべからざる所以を悟り劇に保險條例を設け俄かに罪人を逮捕し人民も亦此に至りて始めて生命保險に伴ふ所の害ある事を知り無暗に生命保險を長怖し折角進歩し來りし所の生命保險をして再び凋萎衰退見るに堪へざるの境遇に至らしむること世界各國とも殆んど同一轍に出居候は少しく生命保險歷史を研究せられ候諸君の夙に承知せらるゝ所と存候然るに熟本邦現時の狀勢を見るに春來生命保險會社の新設され若くは新設されんとするもの實に雨後の筍不啻今日まで拙者の耳朶に達候分無慮四十に及び中には未熟なる拙者共の目より見る時は或は學理に背馳せずやと被思候ものも有之尙昨今に及びても此種の計畫引きも切らずと承及杞憂に暮居候是豈恐慌時代の前驅即所謂小會社群立にあらざるを知らんや勿論拙者微力の及ぶ限りは新聞に雜誌に演說に談話に幾度か政府の無頓着を諫め幾度か人民の惑溺を戒め來り候得共書生の議論概ね大方の耳朶に入り易からず加ふるに單身獨力一人の之に和するものなきが故に寸効を其間に奏する能はざりし事に御座候就ては諸君の贊助を得て益政府に迫り完全なる保險條例を發布せしめんことも亦甚必要の儀には御座候得共如御承知政府も近來頗る多事の樣子に相見へ候故假令條例發布之必要相認め候共之が實行を見るまでには隨分時日もかゝり可申被存候間今日の所寧ろ眞に安全なる生命保險の惠に頼らんとするものをして一日も早く憑依する所を得せしめ且は他日數多の株式會社が恐慌の風波に漂蕩せらるゝに當ても最安全に最堅固に其地位を保持し滿天下の人をして仰で而して生命保險の眞面目を望ましむるに足る所の一大會社新設仕候こと急務かと被存候如何なれば如此確實なる會社組織せらるべきやとの不審を起され候御方も可有之候得共從來我邦に存在せる生命保險會社は悉く皆射利主義を以て組織せられたる所の會社即所謂株式會社にして株主なるものが利益を得んが爲に世人の生命保險を請負ふものに外ならず從て其保險料は固より毎年實費保險金責任積立金及營業費を支拂ふて尙餘裕あるほど徵取致居候なれども萬々一流行病若くは其他の原因の爲に一時收入を以て支出保險金責任積立金及營業費を償ふに足らざるときは先づ資本積立金會社安全の爲に利益のうちより積立置くもの次で資本金次で責任積立金を以て之を償ひ終に會社の全財産を盡して之を償ふに足らざるときは會社は破産して株主は其責を免かれ生殘りし被保人のみ悉く掛込來りたる保險料を失ふものに御座候然るに今拙者が新設を企望致し候會社は之と全く性質を異にし本邦に於てこそ未だ曾て其設

立を見ざれ歐米諸國に於ては盛に行はるゝ所の非射利主義の會社即所謂相互會社なるものにして其營業の方法は少しも株式會社に異らずと雖被保人の自治體よりなりて別に株主なるものを存せず從て被保人が株式會社に於けると同一の保險料を支拂ふとすれば每年彼にありて株主の利益となるべきだけ餘分を生ずるが故に此餘分の一小分は資本積立金として會社へ積立置き其大部分は每年被保人へ割戻す方法を取る者に御座候而も此割戻金は利益積立金と名けて三年乃至五年間會社に預り置き萬一收入を以て支出(保險金責任積立金及營業費)を償ふに足らざるときは先づ此利益積立金次で資本積立金を以て之を償ひ尙足らざる時は保險料を追徵して之を補ふ組織なれば其保險料の低廉なるべきは勿論破產の恐れ等殆んど無之所謂恐慌の風波如何に險惡なる時に當ても其地位は殆んど磐石の上にあると同一に御座候之を要するに株式會社の生命保險は請負保險にして相互會社の生命保險は非請負保險に候なり如此事業に就て請負と非請負の利害は諸君の御熟考を經ば强ち敢々を須すして明了なる事と存候得共一朝相互會社の起るに會はゞ或種類の會社は非常なる影響を被るが故に牽强附會なる反對論を以て自家を辯護せんとするものをも生ずべく諸般の手段を以て相互會社の設立を妨害せんと試むるものをも生ずべしと想像せるが故に株式會社と相互會社の利害及 被保者計畫の大意を擧て別に略論致置候幸に御一覽被下度被保者のこの希望を公に致し候は近日に始りしことには無之候得共此頃朝野の有志諸君より相互會社發起可致旨預御勸告候故俄に此小冊子を發して廣く有志の諸君を求め候されば衆て日本新聞東京經濟雜誌等御愛讀相成居候諸君には重ねて申上候事も不鈔特に泰西の事情に通じ居らるゝ諸君に對し新奇可喜の議論には無之候得共乍御一考を煩はし候はゞ幾何か斯業進步の一助とも可相成延て國利民福を助長するの一端とも可相成と存じ强て禿筆を弄し候紙短意長固より百中の一二を記するに過ぎず定めて御不審の廉も多々なるべしと存候得ども幷は讓拜晤之上度と存候草々不備

明治廿六年十一月

湖海各位

矢野恒太再拜

相互會社と株式會社の利害

目　錄

第一、生命保險會社の種類
第二、泰西諸國にては現今如何なる種類の生命保險會社が最よく行はれ居るや
第三、相互會社は株式會社に比すれば安全なり
第四、相互會社に於て保險料を道徳するが如きは實に絶無僅有のことにして側之あるも決して多額に上るべきものにあらず
第五、相互會社の保險料は低廉なり
第六、相互會社と株式會社の利害比較一覽結論）
第七、生命保險相互會社は他の會員組織の團體の如く瓦解の恐あるものにあらず

相互會社と株式會社の利害

第一、生命保險會社の種類

生命保險會社は、主義に從へば射利主義と非射利主義に分つべく、組織に從へば相互（會員）組織と株式（株主）組織に區別すべく、株式組織は、更らに純粋の株式組織と混合組織とに分つ可く、一般の株式會社は自ら射利主義の會社にして、一般の相互會社は自ら非射利主義の會社なるが故に、之を圖に畫けば左の如くなるべし

生命保險會社 ┬ 非射利主義の會社＝相互會社
　　└ 射利主義の會社＝株式會社 ┬ 純粋なる株式會社
　　　　└ 混合會社

相互會社は、生命保險の需要を有せるものが相集りて作爲せる一個の團體にして、各社員は、一個人としては此會社の被保險者即需要者となり、團體としては、各社員の保險者即供給者となるものなり、保險者の外に被保險者なく、被保險者の外に保險者なきものなり、從て會社の主權は全然被保人に屬し、恰も被保人の自治體をなすものなり、故に其保險料の如きも、每年保險の實費を支拂ひたる後は、悉皆

因曰玆に所謂保險の實費とは

死亡せる被保人若くは契約滿期に達せる被保人に支拂ふべき保險金、
生存せる被保人の爲に積立てざるべからざる責任積立金、
營業諸入費
役員給料
代理店手數料 ┘ 營業費

を總帶せるものにして、集めたる保險料及諸收入のうちより、之を引去りたる殘餘を、支出殘金又は純益といふ、以下單に保險の實費、營業費、支出殘金、純益等の文字を用ひ、一々之が解釋を下さざるべし

被保人に返戻さるべきものなり。余が切に新設を希望する所の會社は實に此の種のものにして、從來我邦に存在する信用組合、共濟五百名社、分光社等は此主義を奉ずるものなりと雖、惜哉其組織生命保險學上の原理に背馳せるもの少からず、且其規模狹小にして余輩の希望を充すに足らず

株式會社は、株主なるものが多少の資本金（所謂株金）を投下し、生命保險といふ一種の事業を營み、以て

利益を射んが爲に創立したる會社にして、語を換て曰へば、單に世間に向ふて生命保險を賣る所の會社なり、就中

純粹なる株式會社は、每年營業の結果、保險の實費を支拂ふたる後、支出殘金を生ずるほど保險料を徵收し置き、株主は每年の支出殘金を悉く自己等の利益とするものにして、會社の主權は固より株主の手にあり、本邦に於て近來群立する所の小會社及四五年以前より存在する所の帝國生命保險株式會社、日本生命保險株式會社、大日本生命保險株式會社等皆此種類に入るべきものなり（但日本は掛金高に過ることを發見せば返戻することもあるべしと規定せり）

混合會社は、支出殘金を以て株主に配當するの傍ら、其一部を以て被保人へも返戻するものなり、即純粹なる株式會社と相互會社を混合せるが如きものなり、然ども會社の主權は依然株主の手裡にありて被保人は僅に一部の利益分配に與るといふに過ぎず、シカモ如此會社にありては、利益配當に與らんとする所の被保人をして、特に一般の被保人よりも多額の保險料を支拂はしめ、且純益の幾分を以て株主に配當し幾分を以て被保人に配當すべきかといふ額を定むるも、一に株主の意に出づるを常とするが故に、細に其性質を分析すれば、其半ば相互組織に類したる所ある如きは、眞の外看のみにして所謂保險料の返戻なるものすら、實際保險料の返戻にあらずして、却りて所謂利益配當附被保人が一般の保險料よりも餘分に拂込みたる金額に對し、僅に多少の利子を附して之を返戻するに外ならざること多し、本邦に於て此種に入るべきものは唯一の明治生命保險會社あるのみ

第二　泰西諸國には現今如何なる種類の生命保險會社が最よく行はれ居るや

泰西諸國には自ら泰西諸國の風あり、我邦には自ら我邦の風あり、彼に於て最都合よきものが、未だ必しも我に於て最都合よきものたらざるは、明なることなれども、何分我にありては經驗淺き事業にして、彼にありては二百年來の經驗を有せることなれば、參考として其狀態を知ること、亦無益の業にあらざるべし

概言すれば、英米獨佛等の諸國にありて、純粹の株式會社なるものは殆んど其跡を絕ち、相互會社と混合組織の株式會社は會社の數に於ても事業の上に於ても殆んど匹敵するものゝ如し、今一例として、余が最近の報告を有する所の獨逸國の事情に就て、其一斑を示さん

千八百九十一年（明治二十四年）末日に於て、獨逸に存在せる生命保險會社は

內國に起りしもの	四〇
內　相互會社	二〇
株式會社	二〇
英國より入込みしもの	二九
亞米利加より入込みしもの	五
佛蘭西より入込みしもの	五
和蘭より入込みしもの	三、合計四九

瑞西より入込みしもの　三　（組織不詳）
白耳義より入込みしもの　二
瑞典より入込みしもの　二
總計　八九

を算し、就中二十の株式會社は、悉く皆混合組織にして、一も純粹の株式組織をとるものなく、其事業の成蹟を見れば、極めて大なる會社と極めて小なる會社は、相互會社に多くして、中等の會社は、混合會社に多し、之を左表に證せよ

千八百九十一年末日調査獨逸國生命會社表

會社略名	設立年號	千八百九十一年末日現在契約保險金額	千八百九十一年中新保險契約金額
相互會社			
ゴーター	一八二七	六〇七、七三七、八〇〇 馬	三九、〇一七、五〇〇 馬
ライプチーゲル	一八三〇	三三五、九七八、五〇〇	三〇、四五三、二〇〇
ハンノーベルセ	一八三〇	三八、九六五、〇五五	一、二〇六、九〇〇
ブラウンシワイゲル	一八四二	四、一〇三、九一六	二七六、七〇〇
メクレンブルゲル	一八五三	四六、八六八、二五〇	八、〇七〇、五三五
イヅナ	一八五四	七三、〇三九、四三七	五、二七五、四〇〇
スツットガート生命保險、貯蓄	一八五四	三三一、一五五、三三六	二五、四五三、二〇〇
ゲルムスタット年金	一八五五	九、〇一二、三四九	三九五、一〇〇
スツットガート一般年金	一八六一	四四、七九八、〇七二	四、五三九、〇〇〇
ライプチヒ相互	一八六一	八、五七六、八四〇	一、七〇〇、二五九
カルスルーへ一般豫備	一八六四	二七五、三八二、九五六	二四、三九二、五二八
ブレーメル	一八六七	二七、二九八、八七九	三、九〇三、五二〇

ポツダーム、ドイッチエ	一八六八	五九、七六〇、六五三	六、二一〇、二五七
プロメトイス	一八七一	二、九七六、九四七	一九六、〇〇〇
陸軍及海軍	一八七二	二〇、一八五、三〇〇	一、三三三、〇〇〇
ヴエスタ	一八七三	一三、三八一、九二一	二、二七一、六〇〇
アトロポース	一八七三	*一、一三九、八六五	*九四、九五〇
ベヂッセ、ミリテール	一八七五	*一、八二一、九五〇	*二九四、五三〇
普魯西官吏組合	一八七五	六七、一八二、七五〇	九、一四九、七〇〇
ドイッツランド（ベルリン）	一八八九	五、八三八、四〇〇	四、二八一、八〇〇
小計		一、九七四、一八五、〇六五	一六八、四三六、六五〇
株式（混合）會社			
リユベック	一八二八	一四七、九九四、五五九	八、八六三、六九九
ベルリニッセ	一八三六	一三三、八九四、三三五	一〇、〇四八、五〇〇
ミユンヘン	一八三六	五三、五五三、五〇二	六、八〇六、九三六
フランクフルテル	一八四四	五〇、二四八、八九三	五、四八一、七一七
ヤヌス	一八四七	七四、九〇八、七九〇	七、四〇四、八四〇
トイトニア	一八五二	一一二、一三三、二五一	一〇、九八九、二七四
コンコルヂア	一八五三	一八四、四九四、一八六	一三、五三八、七四三
マグデブルゲル	一八五六	一〇五、四三六、六七〇	九、五五二、八七一
チユーリンギア	一八五六	七七、三八四、九六七	五、三五八、〇五五
ゼルマニア	一八五七	三九四、〇九七、五〇七	三四、一六二、七九〇
プロビデンチア	一八五七	五〇、七九六、五一五	二、八二〇、九二八
ヴヰクトリア	一八六一	一七三、四七九、九三一	三一、五三五、八七二
プロイシッセ	一八六五	七五、〇九七、八二四	九、五四七、七〇〇
ウヰルヘルム	一八六六	四九、五四四、〇四一	四、五〇九、八六四
ノルドステルン	一八六七	八〇、六八〇、七〇六	一〇、〇九三、二〇一
ファーテルレンヂッセ	一八七二	四五、五八二、九一八	五、五三九、七四〇

表中*印ヲ付シタルモノハ千八百八十九年ノ調査ナリ

シレージッセ	一八七三	三二、九二一、六六九	四、四六八、四九五
マグデブルゲル、アルゲマイ子	一八五五	六五、四八四、四〇〇	三、二一八、〇八五
ニュルンベルグ	一八八四	八、三二六、八四四	一、九六四、七五五
ウラニア	一八九一	七九一、六六七	九三八、八六七
小計		一、九一三、八四〇、二〇五	一九五、七六四、九四二
總計		三、八八八、〇二五、二七〇	三六四、二〇一、五九二

即ち保險金額に於ては　相互會社　一、九七四、一八五、〇六五馬克
株式會社　一、九一三、八四〇、二〇五馬克
新契約金額に於ては　相互會社　一六八、四三六、六五〇馬克
株式會社　一九五、七六四、九四二馬克

にして其事業を比れば、伯仲の間に在りと謂はざるべからず、唯その株式會社にありては、非常に盛大なるもの少しと雖、亦非常に小なるものなきは、注目すべきことなり、蓋し射利的の會社と非射利的の會社は創立の精神に於て大に異る所あり、從て非射利的の會社にありては、往々營業を小區域に限り或は一種の資格を有する人に限る等のことあると、通常、來るものは拒まず去るものは追はずといふが如き主義を以て立つが故に、其事業甚だ盛大ならざるものあり、之に反して、射利主義の會社は、事業を擴張するに非んば、目的とする所の利益を得べからざるが故に、非常なる競爭をなし、非常なる勸誘を試みても、事業を擴張するを常とし、一たび會社を起したる以上は、決して相互會社の如く冷淡なる能はざるものなり、これ株式會社の非常に小なるもの少き所以なり、之を左表に見よ、同一なる事業を營むに、ひとり株式會社にありて、多額の費用を要するは、競爭の結果たるを知るに足る、ひとり株式會社にありて解約の多きは、勸誘の結果たるを知るに足る、左表は一昨年末に於て一億萬馬克以上の保險契約をなせる獨逸國十一生命保險會社の表なり

會社略名	組織	千八百九十一年末現在保險契約額	同上、全獨逸ニ於ケル比例	一八九一年中費用ノ歲入ニ於ケル比例	一八九一年中解約同年末現在契約額ニ於ケル比例
ゴーター	相互	▲六〇七、七五七、八〇〇	▲一五・七五%	▲五・二〇%	▲〇・七八%
ゼルマニア	混合	三九四、〇九七、五〇七	一〇・二〇	九・九四	二・〇六
ライプチーゲル	相互	▲三五五、九六八、五〇〇	▲八・七〇	▲七・一一	▲一・三八
スツットガート保、貯	相互	▲三三二、一三五、二三六	▲八・五七	▲五・五〇	▲〇・九九
カルスルーヘ	相互	▲二七五、五六五、六三八	▲七・一五	▲六・五〇	▲一・三八
コンコルデア	混合	一八四、四九四、一八六	四・七六	一〇・四五	二・〇九
ヴヰクトリア	混合	一七五、四二七、九五一	四・五九	一五・八七	二・三六
リユベック	混合	一四七、九九四、五五九	三・八五	一〇・九五	一・八七
ベルリニッセ	混合	一三三、八九四、五三三	三・四四	一〇・九八	二・二三
トイトニア	混合	一二一、一五五、三五一	三・一八	一三・五七	三・七五
マグデブルゲル	混合	一〇一、五〇九、九七〇	二・六二	一四・〇一	四・〇三

第三　相互會社は株式會社に比すれば安全なり

元來生命保險なるものは、每年度の始めに於て、各被保人より豫め保險料を徵收し置き、其內より保險の實費を支拂ふものたるが故に、其運轉宜しきを失するか、保險料の算法誤謬を有するか、被保人の數少きに失するに非んば、通常の年に於ては必ず支出殘金を生ずべきものなり、然れども被保人の數未だ

必しも減ぜざることを保すべからず、保險料の運轉未だ必ずしも宜しきを失はざるを保すべからず、特に流行病戰爭天災地變等の死數の割合を素ること、又これなきを保すべからず、これ生命保險株式會社に於て、所謂株金なるものを置て、一時の不足に備ふる所以なり

相互會社には、通常此一時の不足を償ふ可き資金なきものなり其代り、被保人は幾何にても、之を償ふに足るまで保險料を追拂するものなり

彼は有限の資本（株金）を以て無限の不足を擔保するものにして、此は無限の資力（追拂）を以て無限の不足を擔保するものなり、破產が先づ何れの會社を襲ふ可きか、何れの會社が危險なるべきかは、喋々を待ずして明なるべし

然り、株式會社に於ては破產の恐れなきに非るべし、然れども株式會社が破產するほどの大損害大不足を生ぜし時に當り、追拂をなさしめて之を塡めんとせば、被保人は其負擔に堪へざるべし、との反對論を唱ふるものなきにあらざるべしと雖、余は之に答て、單に、

第四　相互會社に於て保險料を追徵するが如きは實に絕無僅有のことにして偶之あるも決して多額に上るべきものにあらず

と曰はんのみ、如何となれば、生命保險學が高尙なる學理と深遠なる經驗とによりて宇宙せられ、獨立の科學に數へらるゝ迄進歩したる今日、少しも斯學の道理に通ぜざるものをして計畫せしめ遂行せしむれば不知、苟も晩近の學理に參して之を組織し、相當の知識あるものをして之を管理せしむるに於ては、

生命保險會社の株金が役に立つといふこと既に稀なり、若し然らずして頻りに株金を以て不足を補ふが如きことあるものならば、保險會社株主は頻りに無配當に甘ぜざるべからず、內外の實例は果して如此ことを示すか、ヨシ數歩を讓りて之ありとするも、數年平均の上に於ては收支相償ふだけの、否マダ其上に餘裕（利益）を生ずるだけの保險料を徵收するに非んば株主となる人のあるべき筈なし、然るに、相互會社に於ては、利益ありし年に於て生ぜし餘裕は、其年直ちに被保人に返戻せずして（通常利益積立金と名け）三年乃至五年間預り置き、萬一其年の收入を以て保險の實費を償ふに足らざる時、先づ此利益積立金を用ゆるが故に、所謂株式會社にありて株金の役に立つが如き年に於ても、大抵は追徵をなさずして濟むべきものなればなり

利益積立金を以て償ふべからざるほどの大不足を生ずることは、實に絕無僅有といはざるべからず、然れども百年に一度にせよ千年に一度にせよもし之あらば、被保人は如何ほどまでの負擔をなすべきかといふことは研究し置かざるべからず、今一例に就て說明せんに、明治生命保險會社が、十萬圓の株金を有し每年凡二十萬圓の保險料を徵收するとすれば、此十萬圓の擔保に代るには、利益積立金を外にしても被保人が萬一の時半年分の保險料を追徵さるゝことを覺悟せざるべからず、それ丈を覺悟すれば此株金なるものは全く除くことを得て、年々此株金の爲に壟斷せらるゝ所の利益は被保人に歸り來るべきものなればなり

明治、帝國、日本三會社の如く發達し來れば、相互會社の追徵は少額を超へずと雖、其極めて幼稚なる

間に於ては、如此ならざるべしとの疑を抱く人あるべし、然れども毎年二十萬圓の保險料を徴收する事業にして、變動十萬圓を出でずとすれば、十萬圓の保險料を徴收する事業にては、五萬圓を出づるものにあらず、固より事業の縮小するだけ、平均を得難くなるが爲に、極々幼稚なる間は、時として方外の割戻を受くることもあるべければ、又多少不廉なる保險料を拂はざるべからざることなきにしも非るべしと雖、如此は僅々二三年間のことにして、之を、發達したる株式會社の破産して數十年間拂込みたる保險料を悉皆水泡に歸せしむるの慘害に比すれば、日を同ふして論ずべきに非るなり、特に保險契約後凡十年間は、體格檢査の力頗著明にして其死數少きを常とするが故に、相互會社の幼稚なる時に當りて保險料の追徴非常の額に上るの恐は殆之なきものなり參考としてゴーター會社の經驗を示す

獨逸ゴーター會社男子被保人死亡數

年齢	保險契約後 一年乃至五年間死數	保險契約後 一年乃至十年間死數	保險契約後 十一年以上死數
二六—三〇	〇・六〇%	〇・六一%	—%
三一—三五	〇・六四	〇・六七	一・〇四
三六—四〇	〇・七四	〇・八〇	一・一二
四一—四五	〇・八六	〇・九五	一・一五
四六—五〇	一・一八	一・二五	一・四八
五一—五五	一・五九	一・七六	一・九五
五六—六〇	二・四六	二・六〇	二・八四
六一—六五	二・七七	三・五四	四・一八
六六—七〇	三・七九	四・七七	六・五八

第五　相互會社の保險料は低廉なり

「安くてヨイものがほしい」とは、千人が千人萬人が萬人希望する所なりと雖、惜哉世間如此事甚だ少し、其偶之あるはそれ相互生命保險なるか

相互會社の安全確實なること、即所謂「よいもの」たることは既に上に論ぜり、今其「安いもの」たることを示さんが爲に、獨逸十一生命保險會社の保險料を揭げん

四相互會社假定保險料比較(尋常終身保險)

會社名		ゴーター	ライプチーゲル	スツットガート	カルスルーヘ
純保險料豫算根據	死亡表	バッベージ氏表	バッベージ氏表	獨逸二十三會社表	ブルン・フォツセル氏表
	利率	三銖	三銖	三銖半	三銖半
被保人年齢	二五	二・三六	二・三六	二・二五	一・七九
	三〇	二・六五	二・六五	二・四六	二・一五
	三五	二・九七	二・九七	二・七六	二・五五
	四〇	三・三九	三・三九	三・一八	三・〇八
	四五	三・九六	三・九六	三・七六	三・七七
	五〇	四・七五	四・七五	四・三七	四・七〇
	五五	五・七四	五・七四	五・六九	五・九七
	六〇	七・一六	七・一六	七・〇八	七・七二
最近五年間平均割戻(一昨年調査)	保險料一〇〇・〇ニツキ	三九・八	四二・二	三四・四	不明

會社名	被保險者死亡率	利率	相互會社	新契約保險料	株式會社	保險料
マイデアルゲルグ						
トイトニツク						
リニベグ						
英十七會社表	一、五四五	三、五				
英十七會社表	一、三四五	三、五				
英十三會社表	一、三四五	三、五				
アルン氏變形	一、三四五	三、五				
英十七會社表	一、三四五	三、五				
三鉢七	一、三四五	三、五				
英十七會社表	一、三四五	三、五				
三鉢三	一、三四五	三、五				
英十七會社表	一、三四五	三、五				
三鉢三	一、三四五	三、五				

參考本邦生命保險會社利益配當なし保險料

會社名	死亡表	利率	相互會社	新契約保險料	株式會社	保險料
帝國	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱
日本	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱
明治	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱

十一　會社保險料比較（參考保險）

會社名	被保險者死亡表	利率	相互會社	新契約保險料	株式會社	保險料
帝國	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱
日本	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱
明治	英十七會社表	四朱	養老保險	四朱	養老保險	四朱

所の人なきを期すべからざるが故に、少しく其低廉なるべき理由に就て述べんと欲す

相五會社の保險料が如何に純保險料よりも廉なるは實際に於て利益が三鉢半よりも大なると死亡が英十七會社表よりも小なるとによる

總て生命保險會社往年の收入は左の如く支出さるべきものにして

保險金
（拂ひ殘し金にして未だ拂はれざる保險金の準備）

明治四十四年　非利主義生命保險會社の設立を望む　五七

相五會社の保險料の低廉なること頗る著明なり、然りと雖如此事實を示しゝるのみにては此事實を疑ふ

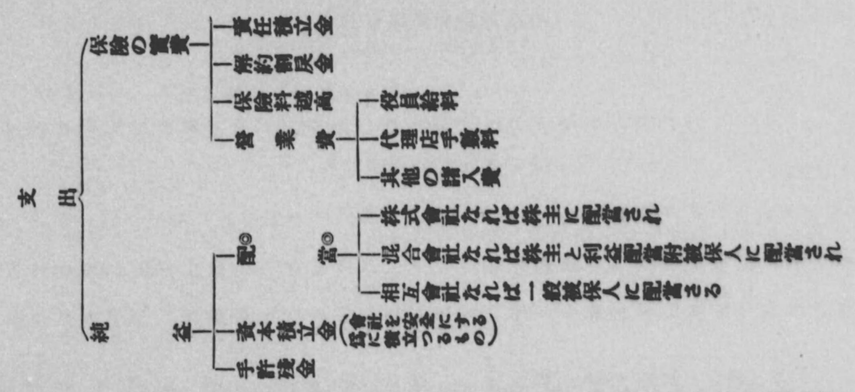

圖の中に於て分利會社と非分利會社の異る所は、唯その純益の一部分（配當）を株主が取ると被保人が取るの一事にあり、假令一會社たりとも代價と返戻とは、之と返戻せざるものとに比すれば低廉なるべきは之を左表に考へよ

相互會社	千八百八十九年度			千八百九十一年度		
	株主へ配當	一般被保人へ配當	純益	株主へ配當	一般被保人へ配當	純益
カルスルーエ	一圓	一圓二〇	一圓二〇	一圓	一圓二〇	一圓二〇
ストラスブール	一	一圓一〇	一圓一〇	一	一圓一〇	一圓一〇
スツットガート	一	一圓一〇	一圓一〇	一	一圓一〇	一圓一〇
ベルリン	一	一圓一〇	一圓一〇	一	一圓一〇	一圓一〇

組合會社		保險人へ配當被保險者			保險人へ配當被保險者	
ベルリン	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇
ブレスラウ	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
ドレスデン	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
ハンブルグ	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
ハノーバー	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
ケルン	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

然れども其實會社は如何に多額の純益を得るとも一厘も被保人に還元せざるを常とす

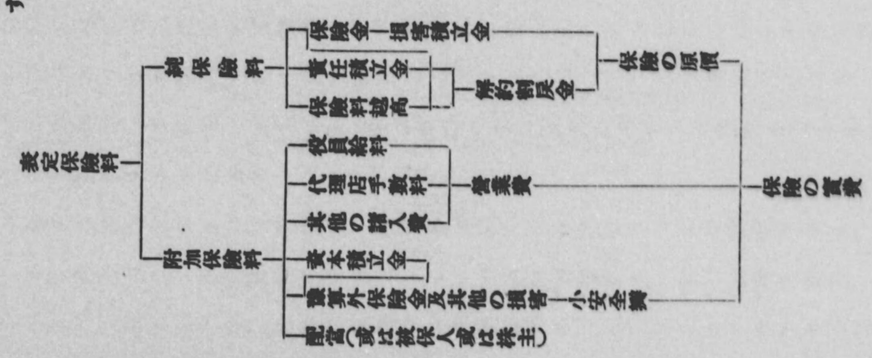

附錄四　非分利主義生命保險會社の設立を望む

とす

料といふ二種のもの各共用あり之を徴收するの目的全く特別にして少しも混同すべからざるもの

生命保險會社の「定」「保」「險」料は二種の分子よりなるものにして一を「純」「保」「險」料といひ一を「附」「加」「保」「險」

精細に論ずれば保險料越高は附加保險料の一部を含むべきものにして責任積立金も亦營業費積立金として短期拂込に限り所謂滿期約制度金をも含むべきも

圖の示す如く純保險料は、保險の實費中より當業費を引去りたるもの即保險の原價に充つるが爲に收
法を以て算出するものなり
表の通りに死亡すると假定し、金はよく擇びたる利率に從ふて利殖するものと假定し、複雜なる算
せらるゝ者にして、是を算出するには、先づ一定の死亡率と一定の利率を擇び、人はよく擇びたる死亡
附加保險料は、當業費と小安全資（株式會社の資本金及相互會社の積拂は大安全資と謂つ可し）と及び株
式會社にありては利益を得ん爲に徵收せらるゝものにして、之を算出するには、純保險料を標準とし若
くは純保險料と保險金とを標準とし、單に其二割乃至三割に當らしむるか或は幾何級數と名くる數の配
置を以て年齡の長ずるに從ひ割掛の度合を高むるを通常とす
然れども、人は必ず死亡するの表の通りに死亡するものにあらず、生命保險を申込む所の人の中には
より多きに上るの恐あり、これ體格診查をなして被保人を選擇する所以なり。比較的多く不健康なる人を含む、不健康なる人多ければ其死數豫算死亡表

會社略名	組織	千八百八十九年度 保險申込	千八百八十九年度 關係及申込中止	千八百八十九年度 關係及申込中止 三十分ノ一〇〇	千八百九十一年度 保險申込	千八百九十一年度 關係及申込中止	千八百九十一年度 關係及申込中止 三十分ノ一〇〇
カスタヴィーダー	相互	五千八百〇〇圓	一萬一千〇〇圓	▲三・五%	四千五百〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・五%
スコットマニア	相互	三千五百〇〇圓	三千〇〇圓	▲三・六%	三千〇〇圓	二千〇〇圓	▲三・三%
ルーガーレー	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
ヘルツフェルド	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
保險貯金	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
カスタヴィーダー	相互	五千八百〇〇圓	一萬一千〇〇圓	▲三・五%	四千五百〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・五%
スコットマニア	相互	三千五百〇〇圓	三千〇〇圓	▲三・六%	三千〇〇圓	二千〇〇圓	▲三・三%
ルーガーレー	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
ヘルツフェルド	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
保險貯金	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
ヘルツフェルド	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
ルーガーレー	相互	三千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%	二千〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・三%
スコットマニア	相互	三千五百〇〇圓	三千〇〇圓	▲三・六%	三千〇〇圓	二千〇〇圓	▲三・三%
カスタヴィーダー	相互	五千八百〇〇圓	一萬一千〇〇圓	▲三・五%	四千五百〇〇圓	一萬〇千〇〇圓	▲三・五%

千八百九十一年中死者ノ保險金支拂

如此選擇したる結果は如何、被保人の死數は却りて死亡表よりも少きを常とす

會社略名	組織	實際死者數には當りて	差	實	比差例の實數に於る
カスタヴィーダー	相互	五千〇二十一圓	四千一百一十一圓	一萬〇千一百一圓	四千一百一十一圓 ▲
スコットマニア	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓
ルーガーレー	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
ヘルツフェルド	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
保險貯金	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
ヘルツフェルド	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
ルーガーレー	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
スコットマニア	相互	二千〇二十一圓	一千〇二十一圓	三千〇二十一圓	一千〇二十一圓 ▲
カスタヴィーダー	相互	五千〇二十一圓	四千一百一十一圓	一萬〇千一百一圓	四千一百一十一圓 ▲

金利も亦毎年變動すべきものなれば、事實が豫定の利率に符合することは決して期すべからず、而して市上の金利は年々低落の模樣あるに、生命保險契約は往々五六十年以上にも亘ることあるが故に、豫定利率は概して當時の低利よりも尚一層低きものなり

千八百七十四年乃至千八百九十一年收入利息平均率

會社略名	豫定利率	一八七四	一八七五	一八七六	一八七七	一八七八	一八七九	一八八〇	一八八一	一八八二	一八八三	一八八四	一八八五	一八八六	一八八七	一八八八	一八八九	一八九〇	一八九一
ゴーター	五・〇〇	四・八五	四・八一	四・七八	四・七四	四・七四	四・七五	四・六六	四・六〇	四・五六	四・五〇	四・四六	四・三八	四・二九	四・一八	四・一一	四・〇六	四・〇二	四・〇二
ゼルマニア	五・五〇	四・九八	五・〇四	五・〇五	五・〇五	五・〇六	五・〇四	四・九八	四・八五	四・七〇	四・六七	四・六五	四・六二	四・六一	四・三八	四・二四	四・二三	四・一六	四・一八
ライプチーゲル	五・〇〇	四・九二	四・九四	四・九六	四・八九	四・八五	四・八五	四・八九	四・八〇	四・七五	四・六七	四・五六	四・五六	四・五三	四・四五	四・三七	四・三一	四・二七	四・二五
スツツトガート俱、貯	五・五〇	五・四九	五・四四	五・四〇	五・三八	五・三二	五・二四	四・九五	四・八〇	四・七〇	四・六三	四・五三	四・四九	四・四五	四・四一	四・二九	四・一九	四・〇九	四・一四
カルスルーヘ	五・五〇	?	五・一八	五・一一	五・二〇	五・一五	五・一一	五・〇〇	四・八七	四・七七	四・七〇	四・六八	四・六四	四・五三	四・四五	四・三九	四・二八	四・二六	四・三二
コンコルヂア	五・五〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
ヴキタトリア	五・五〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	四・四八	四・三七	四・四四	四・三四	四・四九	四・四八	四・四九	四・五〇
リユベック	五・七五	?	?	?	?	?	?	四・八六	四・七二	四・六一	四・六〇	四・〇〇	四・三八	四・五五	四・三九	四・三〇	四・二六	?	?
ベルリニッセ	五・〇〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	四・六五	四・五六	四・五五	四・五〇	四・四八	四・二一	?	?
トイトニア	五・五〇	?	?	?	?	?	?	四・九二	四・八一	四・八五	四・八一	四・六五	四・五一	四・四八	四・一二	四・一五	四・一四	?	?
マグデブルゲル	五・五〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	四・五六	四・五四	四・一〇	四・〇五	四・〇〇	四・〇〇	?	?

サテ如此、金利は豫算より多く、死亡は豫算より少しとすれば、保險の原價として徵收したる純保險料が、保險の原價を償ふて尚餘裕を生ずるに至る筈なり、コレ丈は實に豫算外の利益と謂はざるべからず、例へば今確實なる貸金の金利が六銖にマハルべき時に於て、四銖利を以て計算せる保險料を支拂ふ被保人は、毎年二銖の損失をなせるものにして、如此被保人の損失が會社の豫算外利益となるものなり、然るに相互會社に於ては、此豫算外利益を將て其一部を役員賞與に充るの他は、他の殘金と共に悉く被保人に返戻するは勿論、假令當時の金利を以て保險料算定の根據に用ゆる所の豫定利率となし置くとも、保險料の追徵若くは變更等自由なるが故に、少しも危險なきものなれども、之に反して若し株式會社が保險契約當時の利率を以て、保險料算定の根據に用ゆる所の豫定利率となすときは數十年の後ち一般金利下落して忽ち保險料の不足を感ずるに至る恐れあり、之を要するに相互會社の被保人が拂込む所の保險料は、毎年會社が收入せし所の利率によりて計算せられ、株式會社の被保人が拂込む所の保險料は、毎年會社が收入する所の利率よりも低き利率によりて徵收せらるゝに外ならざるものなり、これ余が相互會社の保險料は低廉なるべき道理ありと主張する所以の二なり

第六　相互會社と株式會社の利害比較一覽(結論)

相互會社は被保人の會社なり
非射利主義
自治體
相互會社は被保人の意志を奉じて營業するものなり
相互會社は保險料に制限なきが故に破産の恐極めて少し

株式會社は株主の會社なり
射利主義
生命保險請負
株式會社は株主の意志を奉じて營業するものにして被保人の容喙を許さず
株式會社は保險料に制限あり資本に限りあるが故に破産の恐多し

相互會社の被保人は毎年保險料として

保險の原價
營業費　保險の實費

を負擔するのみ

相互會社は無謀の競爭を爲さゞるが故に通常營業費少し

故に相互會社の保險料は株式會社よりも低廉なり

相互會社が利益を得し時は被保人の利益となるものなり

相互會社が損失をなせし時は保險料を借り(追徵)て之を塡め置き平年に於て再び保險料より返却せらるべきものなり

株式會社の被保人は毎年保險料として

保險の原價
營業費　保險の實費

を負擔するの他に尙

會社の利益を負擔せざるべからず

株式會社は競爭をなし易きが故に營業費多きを常とす

故に株式會社の保險料は相互會社よりも不廉なり

株式會社が利益を得し時は株主の利益となるものなり

特に被保人の死亡豫算(死亡表)よりも少きか或は金利收入豫定利率の上に出る爲に得る所の豫算外利益は被保人の損失とも謂つべきものなり

株式會社が損失をなせし時は一時株金を借りて塡め置き平年に於て再び保險料より返却せらるべきものなり

然れども株金にて補ふ能はざるほどの損害を蒙りし時は會社は破產して被保人は從來拂込來りたる保險料を水泡に歸せしむるものなり

相互會社の管理者は被保人の公選に出るが故に奸物の爲に欺瞞さるゝの恐少し

株式會社の管理者は被保人と全く利害を異にする所の株主より公選せらるゝものなるが故に往々被保人の爲に不利益なる人を得ることあり

第七　生命保險相互會社は他の會員組織の團體の如く瓦解の恐あるものにあらず

余常に以上の道理を以て相互會社の被保人に利ありて株式會社の被保人に不利なることを說く、未だ曾て反對の說に接せず、唯往々左の如き挨拶を受ることあり、曰く

お蔭を以て幸に相互會社の株式會社に勝る所以を詳にするを得たり、又泰西先進諸國に於て株式會社が非常の勉强を以て事をとるにも關せず、往々冷淡なる相互會社の盛大に及ばざることをも詳にするを得たり、泰西には本邦に存在するが如き株式組織の生命保險會社は近來殆んど其跡を絕ちしことをも詳にするを得たり、加旃株式會社が毎年純益の十分の九までを被保人に返戻するが如き美風を生じたるは全く相互會社の力なることをも詳にするを得たり、然れども東西人情自ら相等しからず、之を從來我邦に存在せし會員組織の團體、種々の賴母子講、諸多の學會等に視るに、其始や非常の盛大を致さゞるもの少しと雖、終に瓦解せざるもの亦殆稀なり、今貴說の最道理に富めるにも拘らず小子の直ちに贊成する能はざる所以のものは、此「會員組織と瓦解」なる聯想が先入主とな

りて道理を闇黒ならしむる所の一種の感情に制止せらるればなり

と、如此淺薄なる論題に就て讀者の眼を煩はさんは、餘りに讀者を思慮淺きものにしたらん樣にて失敬なりと思ひたれば、余は初め此章を草せざりき、然るに二三の長者より

常に意を共聞に注ぎ居るものにありては、玉石の別を知る易きのみと雖、突然之に臨む或は蔽塞を辨じ難からん、假令蛇足の譏をひくとも、惟ふに未だ覺らざるものを覺すに利ありて已に知れるものを知らしむるに害なからん、世人は往々存外なる愚論に雷同するものなればなり

との忠告を受しを以て再び筆を取りて之を結論の後に加ふることゝなれり、讀者幸に其卑近を笑ふ莫れ、先づ精緻なる觀察を下さゞるべからず、深く利害の關する所以に考到らざるべからず、然らざれば木葉の風に動くを見て妖怪の己を招くとなし、馬車の通ぜざるを聞て即ち人力車も自轉車も通ぜざるべしと斷定するが如き誤謬に陷り易きものなり、請ふ先づ頼母子講なるもの〻性質を觀察し、次で其瓦解の由て起る所以を究めん

蓋し頼母子講なるもの〻通性は、數人乃至數十人相集りて毎一定時に一定の掛金をなすことを前定し置き、毎會割引入札を以て其一回分の掛金總額を落札人へ渡すものにして、落札人は、落札してより滿講に至るまで掛金の割引に與らざるものなり、而して此入札人は、講員に限り、入札權は一株一箇に限り、落札後は入札權を失ひ、株は一人にて幾株を所持するも妨なき等は勿論のことなり

例へば玆に、講株十株、毎月開講、十箇月滿講、一株一回の掛金十圓の講あり、初回に於て、此講金百圓が九十圓にて甲某に落札したりとすれば、甲某は其月殘餘の九人より八十一圓を得て、其代り翌月より九箇月間毎月十圓づゝを拂ふことゝなるものなり、而して第二箇月目に至り、此講金百圓が九十一圓にて乙某に落札したりとすれば、乙某は、先づ甲某より十圓を得、殘餘の八人より七十二圓を得て、其代り翌月より滿講まで十圓づゝ拂込むことゝなるなり

さて從來此頼母子講が何故によく瓦解せしやといふことを究むるに、幷は常に前の例に引きたる甲某乙某の如き先づ金子を請取りたる人が、金子を請取りてより以後、自己の支拂ふべき金を支拂はざるによるものなり

試みに生命保險相互會社は頼母子講の如く先づ保險金を還與して、而して後より保險料を支拂はしむるものか非かを考へよ

諸多の學會なるもの〻性質は讀者諸君の既に知了せる所、而して其瓦解の由て起る道路を究むれば二あり、一はその學會が一般會員に取りて何の利益をもなさず何の業にもならぬものならば、生命保險會社は學會數が、會費を拂はず雜誌代を拂はぬにより會の會計が立行かざることなり

生命保險が一般被保人に取りて何の利益にもならず何の業にもならずして株式會社をの如く瓦解し易かるべし、然れども此理由を以て推さば、瓦解は相互會社のみに來らずして株式會社をも襲ふべきなり、生命保險會社の被保人が學會員が會費を怠納する如く保險料を怠納し、生命保險會社が學會が會費不納の人に對して雜誌を送るが如く保險料不納の人に保險金を支拂ふものならば、生命保

險會社は學會の如く瓦解し易るべし、然れども此理由のみを以て推さば、相互會社のみが瓦解して株式會社のみが成立すべき筈なきなり

說て如此に至るも、無理に反對否妨害を加へんが爲に左の如き言を放つものありと聞く

相互會社を起した所で、役員を選むに當て競爭を起さんは必せり、競爭の極未だ必しも良役員を得ると謂ふべからず、且本邦從來の習、確實なる財產家有力なる實業家等概ね如此會の委員幹事等となることを忌む風あり、鉅萬の富を集めて而して終に書生政治家等の搖廻すに供せざれば幸なりと、嗚呼何ぞ其言の巧にして心カモ尤らしきや、然れども數百乃至數千數萬の人が相集りて、小は百圓二百圓の少きより大は數千圓數萬圓の多きに至るまで金錢を注入し、其中より三四の人を選みて之を一任するもの、何ぞ生命保險相互會社に限らん、請ふ之を世間諸多の株式會社に見よ、會社といふ團體が會員(株主)以外の人の爲に需要に應ずればこそ、特に名けて株式會社といへ、其會員(株主)各自より出せる所の金を擧て、會員中より選擧せる人に一任するの一事に至ては、純然たる會員組織なり、故に其重役選擧に當ては、隨分劇烈なる競爭を見しことなきに非ず、然れども恬澹無欲ならざる會員一同は、よく自己の金を託するに安全なる人を擧て之に依賴することを知るに非ずや、從來確實なる財產家及有力なる實業家中諸會の役員たるもの少きは事實なれども、コハ諸會なるもの〻事業が概ね如此人の腕を勞するに足らざると、一方には大抵其組織狹小にして如此人が一身を擧て從事すべきほどの報酬をなさゞればなり

學會の朝起暮倒すると、頓母子講に類せるものが忽顯忽隱するは、ひとり本邦のみに非るなり、特に不完全なる生命保險株式會社の相踵で破產するが如き、斯業の先進諸國の往時に於て最珍しからぬことなり、然れども、古來生命保險相互會社の瓦解せしことは極めて稀なり、カループ氏の生命保險歷史を讀めるものは、誰も知らん(三十四頁第二十五行より)

多クノ新シキ會社ガ適當ノ資本金、正シキ技術者、學理ニ明ニシテ且節儉ナル管理者ヲ缺キシ爲ニ斃レタリ、生命保險會社ノ破產及其事業ヲ他會社ニ賣ラルヽコハ殆ンド虛日ナカリキ、千八百四十四年ヨリ千八百六十七年マデニ英國ニテ二百三十ノ生命保險會社ガ斃レタリ、(破產及合併)ソシテソノ中ニハ(Unter dieser)二十四ノ相互會社サヘ(Sogar)アリタリ、此人命ヲ以テ營マルル所ノ賣買ガドノ位行ハレタカト云フコトハ一二ノ例ガ之ヲ明ニスベシ、なしょなるあっしゅらんす・いんべすとめんとハ千八百六十一年ニ其事業ヲ停止シ其被保人ヲわあとるろうニ賣リ、わハ千八百六十二年ニ停止シ其被保人ヲぶりちっし・ねゝしよんニ賣リ、ぶハ千八百六十五年ニ停止シテ其被保人ヲいうろぴあんニ賣レリ、サレバ四年ノ間ニ同ジ保險證書ガ港ニ達セザルウチ三度ヨリ少カラザル破船ニ遇ヘリ

といへることを、尙余が言を解せざるものは請且外にありて余輩のなす所を見よ余は今如此人に敎ゆるの閑を有せず

計畫の一斑

第一　發起人
第二　開業
第三　基本金及創業費
第四　設計者
第五　死亡表
第六　職定利率
第七　表定保險料
第八　保險の種類
第九　營業區域
第十　保險金額
第十一　被保人の年齡
第十二　會社管理法(委員會)
第十三　臨時委員會
第十四　委員
第十五　地方委員
第十六　總裁
第十七　役員
第十八　營局組織
第十九　本社、支社、代理店
第二十　取利法

第二十一　營業費
第二十二　役員給料及賞與金
第二十三　資本積立金
第二十四　利益配當
第二十五　利益配當の所置
第二十六　每年報告

計畫の一斑

第一　發起人

發起人會を開きたる後其姓名を公にすべし

第二　開業

同志五百名以上に達せば直ちに開業せんと欲す目下既に賛成加入を約し居らるゝ諸君少からざるが故に遲くとも來春には開業の運びに至るべし

第三　基本金及創業費

相互會社の幼稚なる間に於て保險料の追徵多額に上らんことを恐るゝものを安心せしむるが爲に基本金なるものを具ふることあり而して之を具ふるに二途あり其一は慈善家の義捐に出るものにして數千金若くは數萬金の義捐をなせしものは其血統のあらん限り會社のあらん限り名譽役員の一に居り義捐金の利

子に相當するほどの報酬を受くるを常とす其一は、發起人若くは社員中より株金様のものを募り毎年之に利子を拂ひ豫定の年限若くは會社の事業が豫定の大さに達するを度とし之を返却するものなり

若し相當の義捐をなす人あらば余は會社に勸めて喜んで之を受けしむべし追徴を恐るゝ人を安心せしむるは兎に角速に事業を擴張せんと欲せば先づ相當の費用を要すればなり而して速に事業を擴張することは會社を安全ならしむる所以にして又追徴を恐るゝ人を安心せしむる所以なればなり然れども所謂基本金なるものを株金の如くにして募るべきや否に至ては發起人諸君の意見を聞き余の意見をも述べて之を決せんと欲す

若し又會社基本金を置かずとすれば創業入費として入會金なるものを徴收せんと欲す全世界生命保險事業の嚆矢として生命保險學者間に公認せられし所の英のアミケーブル會社（相互）は一人につき三磅十五志の入會料を徴し（ダヴィッド・ジョーンズ氏のヴァリュー・ヲブ・アンニュイチースに載する所は金額少く異れり其にはカループ氏に從ふ獨逸生命保險會社の鼻祖といはるゝゴーター會社（相互）は始め入會金として一年分保險料の四分一を徴收せり今一百圓の保險に對して一圓の入會料を徴收すれば一人平均三百圓の保險を申込むものと假定し五百人にて入會金千五百圓を得るが故に節約すれば之を以て創業費を支ふるに足るべし而して此入會金は會社に餘裕を生ずるに至らば相當の利子を附して返却し以後之を徴收することを止めたきものなりゴーター會社は七年目に至りて四錢の利を附して悉く之を返戻し之と同時に入會金の制を廢せり

第四　設計者

近來續々興起する所の生命保險會社は如何なる學者の設計になりて如何なる材料を根據とするや詳にせずと雖會社百年の長計を立つるに當ては深考熟計全力を其に注がんことを要す苟も然らずして其設計に誤謬あらん乎株式會社ならば破產の基となるべく相互會社ならば後日多額の追徴をなさゞるべからざるの不幸に陷るべし主唱者の胸中固より成案なきにあらずと雖之を確定するに當ては少くとも設計者なるものを置て之を批准せしめざるべからず

設計者は發起人中よりも得べしと雖發起人外の人にも囑託する積りなり而して此設計者の姓名は會社の名譽として管理者の姓名と共に公にせらるべきものなりアルノルヂー氏が始めてゴーター會社を主唱するに當ては斯學の極めて幼稚なりしにも關せず如彼安全なる事業を爲すを得たるものは

同氏の熱心と

索遜王國公爵エルンスト公の保護

とに基くとは雖抑又其設計に當りて

樞密醫事議員（ゲハイムメデチナールラート）　フォン・フロリープ氏

宮中顧問（ホーフラート）　ドクトル・トロンムスドルフ氏

參政官（レヤールングスラート）　アー・スチーレル氏

參政官（レギールングスラート）　カンツレル・フォン・ミュルレル氏
高等醫事議員（ヲーベルメヂチナールラート）　ドクトル・ブッデウス氏
高等學校議員（ヲーベルシユールラート）　ドクトル・ロスト氏

等の如き有力にして且意見に富みたる人の幇助を得しに原かずんばあらず余は設計者として左の種類の人を得んことを希望す

生命保險學者
保險醫學者
醫學者
經濟學者
數學者
法律學者
統計學者
實業家（特に銀行會社事業に經驗ある人）
簿記學者
及諸多の意見に富める人

第五　死亡表

余の知る所にては本邦の材料を料理して調製したる死亡表は日本生命保險株式會社の基礎に用ひられたる藤澤氏の表と本年三四月頃中外醫事新報を以て公にしたる余の表とあるのみなり然るに余の表は單に死亡表の調製法を示さんが爲に作りたる者なれば其材料も僅に明治二十三年（死亡數平年）の事實を應用せるのみにして計算も粗なる所あり未だ深く信ずるに足らずひとり藤澤氏の表は同氏の數學上の技倆を充分に應用して精細に算出せられたるものなれば余輩斯學に志すものゝ最信仰するものなり然れども惜哉同氏が此表を調製せられたるは明治二十二年なるが故に其材料

明治十四年乃至十八年の死數をハレー氏法によりて併列せる表　一
明治十九年（死亡非常に多かりし年）の事實を直接（ヂレクテー）（ラエルベツセルテー）（メトード）（改良）法によりて併列せし表　一
明治二十年（平年）同上　一

に過ぎず余は藤澤氏の材料三表に加ふるに直接法によりて明治二十一年乃至明治二十五年の事實を併列せる五表を以てし新死亡表を作りて之を用ひんと欲す

第六　豫定利率

利率等のことは特に上に掲げたる設計者中實業家及經濟學者等の意見を聞き之を定めんと欲す然れども相互會社は多く保險料を徴收したりとて實際不用なる分には利子を附して返戻するものなれば豫定利率としては三銖半位を適當なりと信ず

第七　表定保險料

新死亡表と三銖半位の利率によりて保險の原價即純保險料を算出せば之に二割の附加保險料(營業費及小安全辯)を加へ之を毎年度の始めに徴收し置く所の表定保險料とせんと欲す

第八　保險の種類

近來生命保險會社に於て疾病保險、癈疾保險、怪我保險等を營むこと流行し甚しきは全く生命保險以外の保險をも併せ營むものあり然れども余は單に一死亡表と一定の利率の上に築かるべき所の保險即所謂狹き意味の生命保險と年金保險以外のものを營むことを好まず加之年金保險の如きも當分之を營まずして唯保險金を支拂ふに當り年金として之を請取らんことを希望するものにのみ生命保險と同一の死亡表及利率を以て之を許さんことを希望す

現今泰西に行はるゝ所の生命保險の種類は實に數百の多きに上り今余が右手に筆を持ながら左手の指を屈して記憶に存するだけのものを數ふるも死後請取生命保險のみにて二十四種生前請取保險のみにて十八種の多きに及べり然れども余は新會社に向ては余が經驗を根據として種類の繁多ならざることを希はざるべからず種類の繁多なるは徒に人の惑を惹くのみにして少しも加入者を增すものにあらず又さほど被保人に便なるものにもあらざればなり

左表は昨年末日(明治會社のみは昨年七月九日)の調査なり本邦人最も多く如何なる保險を需要するやを知るに足る

本邦三大生命保險會社被保人數表(明治二十五年十二月三十一日)

保險種類	會社名	明治	帝國	日本	合計
イ	終身保險 尋常	九、八八八	九、六二九	一〇、四九三	三〇、〇一〇
ロ	終身保險 有限掛金	三、〇九三	三、〇四九	三、一七一	九、三一三
ハ	終身保險 累加	—	—	九九	九九
ニ	養老保險 尋常	八〇七	三、〇四三	四、二四四	—
ホ	養老保險 短期掛金	—		八三〇	—
ヘ	定期保險	三一	一一四	九三	二三八
ト	修學資金保險	一、三九七	—	三	—
チ	結婚資金保險		—	八	—
リ	年金保險 終身	—	—	四	四
ヌ	年金保險 定期	—	—	八	八

明治　(イ、ロ、ニ、ヘ)四種共明治十四年七月以來

備考　帝國　(イ、ロ、ニ、ヘ)廿一年三月以來
(ホ)廿四年以來?

日本　(イ、ロ、ニ、ヘ)廿二年九月以來
(ハ、ホ)廿四年一月以來
(ト、チ、リ、ヌ)廿五年七月以來

由是觀之本邦人の需要は

尋常終身保險
有限掛金終身保險　遺族保護

養老保險
短期掛金養老保險　遺族保護兼老後準備
修學資保險
結婚資保險　兒孫學資結婚資準備

の六種に止るが如し余が經驗に徴するも其他の種類を希望するものは實に稀有にして而も其稀に之を申込む人も必ず之を申込むの必要あるに非ずして其八九分は好奇心に動かさるゝものゝ如しされば新會社の事業も亦上の六種に止め且之を縮めて

年後保險　被保人の生死に關せず保險契約の時より豫定の年數を經たる後始めて保險金を支拂ふものにして豫定の年に達せずして死去せるものには以後の保險料を免ずるものなり(之を修學資保險及結婚資保險に代ふ)

年限保險　保險契約後豫定の年數を經過せざるうちに被保人死亡せる時は直ちに保險金を支拂ひ若又被保人死亡せずして豫定の年數を經過せし時は其時を以て保險金を支拂ふもの(全く從來の養老保險及短期掛金養老保險に同じ)

死後保險　被保人の死亡せる時に保險金を支拂ふ者(全く從來の尋常終身保險及有限掛金終身保險に同じ)

の三種となさんとす之を以て左の如き保險料表を作れば申込人をして一目の下に其性質を理解せしめ易く且比較選擇せしめ易ければなり

保險料表模型

年齡	保險料拂込 / 保險金請取	一時	五年間	十年間	十五年間	二十年間	三十年間	終身
〇歳	十年後	十圓十錢厘 00·000	十圓十錢厘 00·000	圓十錢厘 0·000	圓十錢厘 0·000	圓十錢厘	圓十錢厘	圓十錢厘
	十五年後	00·000	00·000	0·000	0·000			
	二十年限	00·000	00·000	0·000	0·000	0·000		
	三十年限	00·000	00·000	0·000	0·000	0·000	0·000	
	四十年限	00·000	00·000	0·000	0·000	0·000	0·000	
	死後	00·000	00·000	0·000	0·000	0·000	0·000	0·000
	……	……	……	……				

第九　營業區域

或は曰く東京の人に限らん或は曰く佛教徒のみに限らん或は曰く教育家のみに限らん或は曰く海員のみに限らんと余はすべて此等の人に不同意なり如何となれば東京の人未だ必しも他府縣へ轉住せずと謂ふべからず佛教徒未だ必しも耶蘇教徒たらずんばあらず特に教育家の教育界以外の人となり海員の陸員となるが如き殆んど日常の事なればなり保險契約が一二年にして端を改むるものなるか然らずとも貯金の如く之を中止しても損害を見ざるものならば營業の區域を限る大害なかるべしと雖生命保險は如此ものにあらずして且大數の上に平均を得べきもの少しにても其區域を廣くするに利ありて狹くするに益なければなり之を泰西の經驗に見るに其區域狹くして善良の結果を得しもの未だ之あるを知らず其區域廣き

に過ぎて結果不良なりしもの未だ之あるを知さればなり余は新會社の事業が少しにても廣く膨脹せんことを希望す(但日本人以外に及ぼすべからず)

第十　保險金額

五十圓乃至五千圓に限らんとす

第十一　被保人の年齡

二十歳乃至六十五歳に限らんとす

第十二　會社管理法(委員會)

會員の互選を以て委員三十名を選び委員の互選を以て幹事五名を選び(內社長一名副社長一名を選舉せしむ)五人の內一二名日勤し時々幹事會議を開きて社務を處理せしめ別に委員の互選を以て監査役二三名を選び幹事の行爲を監査せしめ毎年三月委員會を開きて幹事及監査役より前年度營業の報告をなさしめ且保險料の割戻追徵等を議定し之を一般被保人に報告せしめんと欲す

第十三　臨時委員會

會社管理上幹事の權限若くは意見を以て處理し難き事に遭遇する時は幹事は何時にても臨時委員會を開くことを得せしめんと欲す

監査役も亦役務上必要と認むる時は之を開くことを得せしめんと欲す

委員も亦其十名以上が必要と認むる時は之を開くことを得せしめんと欲す

第十四　委員

被選舉資格　引續滿三年以上一千圓以上の被保人たりしもの

選舉資格　引續滿一年以上五百圓以上の被保人たりしもの

任期は三年として最初四年間は發起人を以て委員に充てんと欲す

委員は無給名譽職とす

第十五　地方委員

一千名以上の被保人を有する地方に限り地方委員一名を選舉し委員會に列席せしむることを得せしめんと欲す

委員會に列席せる地方委員の資格は一般の委員と同じ

地方委員にかゝる費用は之を選出せる地方被保人の負擔とす

第十六　總裁

委員會の上に總裁を置き　貴顯の人を推戴せんと欲す

第十七　役員

社長　一名

幹事　五名　副社長　一名

幹事　三名

監査役　二名若くは三名
委員會書記　一名
支配人　一名
數理主任（主計）　一名
醫務主任　一名
事務員　事業の大小に從ひ增減す
內
　會計主任　一名
　契約主任　一名
　文書主任　一名
　庶務主任　一名

第十八　醫局組織

醫局に醫務主任一人を置かんと欲す其職務左の如くなるべし

一、會社全般の醫事に關する事務を統攝すること

二、各診査醫より回送し來る所の診査報狀を校閱し保險契約上自己の意見を附し重役の裁決に供すること

三、被保人死亡證書を檢閱し之に意見を附して重役の裁決に供すること

四、會社の經驗を料理し醫事に關する統計表を作ること

五、會社の經驗と世間學問の進歩とにより從醫務の改良を圖ること

診査醫は事業の繁簡により其數を增減せざるを得ず然れども可成は一定數の人を置て長く會社に留らしなり之なければ會社の醫務壹一を缺き公平を缺き且つ進歩を缺くむることを務むべし如何となれば保險醫なるものは別に大學者の資格を要せずと雖又決して凡庸治療醫のなし得べきものにあらず詐僞狡猾の間に立ちて健否を曖昧に看破することを要するものなれば相當の學識ある上に機警なる判斷力銳敏なる觀察力及熟練せる眼と耳と手を要し所謂一と通り保險醫學上の知識を有することを要すればなり余は之を大學の新卒業生に求ずして却て人壽を有せざる熟練家即各病院の助手等の中に拔かんと欲す醫員選擇は非常に必要なることにして一ケ年一人にて一千人を診察すると假定し一人も誤診せぬことは決して望むべからずと雖其中五人を誤診するものと六人を誤診するものとは時として數千圓の利害を會社に及ぼせばなり

地方醫員として地方の病院長等に囑託して申込人を診査せしむることは內外共に見る所なり然れどもこれ誠に喜ぶべからざる事なり病院長未だ必しも保險醫としては適當なる人にあらず余が經驗によるも診査のことは別に醫師をして責任を負はしむべきものにあらざれば其責なきを幸としこれを擧げて往々不熟練なる助手に一任して唯其報狀にのみ署名捺印せる地方醫員あり診査報狀中不都合ありて之を詰れば「助

手に見せたから」と答へ再び「何故に自ら診察せざるや」と詰れば「余が信任する助手なるが故に」と答へ三たび「其會社委託の精神に背く」ことを詰れば「ソンナに六ヶ敷ければ止める」と答ふるものあり偶如此人の診察せる被保人加入後間もなく死去すれば其病によりては人をして自ら「巡回醫員が診察せしものならば如此こともあるまじ」と謂はしめしこと鮮からず

紐育の合衆國生命保險會社の社長、エ・ウォット氏も亦先年此事を痛論せることあり同氏は

一、囑託醫員は專屬醫員の如く保險診斷に熟するの期なきが故に何時までも診査に下抽なること

二、往々患者と結託して會社を欺瞞すること

三、假令會社を欺瞞するの意なきも自己が治療上の顧客に對しては其身體虛弱なるも往々之を不合格に陷るゝ能はざること

四、不熱心なること

等を以て囑託醫の弊となし各會社は悉く之を廢し各會社協同にて各地に一人ヅヽの保險醫を置き此醫には少しも治療のことを許さゞるべしと主張し獨逸の學者中にも大に同意を表せしものありしが惜哉各會社は之を決行するの勇なかりき彼を鑑み此を思ひ余は囑託醫なるものを置くことを欲せず地方の加入者を診せしむる爲には時々診査醫と事務員をして巡回せしめんことを欲す

第十九　本社、支社、代理店

本社を東京に置き事業の擴張につれて支社を樞要の地に代理店を全國各地方に置かんと欲す

代理店は被保人たると否とに關せず其地の名望家財產家若くは銀行會社等に依頼し地方社員の保險料及保險金を取次がしむるものにして之が報酬としては保險料取扱額の百分の三乃至五を與へんと欲す

第二十　收利法

人の生命保險を託する所以のものは之によりて以て利を射んとするにあらずして危險を免れんとするのなりされば會社が其委託金を運轉するにも危險を犯して高利を得んよりは低利に甘じて安全なる道路を選ぶを可とす故に收利法を

一、公債證書買入

二、公債證書抵當に對して時價十分の七以下貸付

三、不動產抵當に對して時價半額以下の貸付

四、委員會にて認許せる會社の株券及社債券の抵當に對して時價半額以下の貸付

に限り且其貸付期限を三ヶ年に限らんと欲す此等の點に就ては特に設計者の意見もあるべし

第二十一　營業費

創立後數年間多額の營業費を要することは何れの會社に於ても免るべからざることにしてプロフェッソル・ド・モルガン氏の如きも創立の初年にありては其保險料の全部を用ゆるも差支なしときでいへるが故に最初三四年間は恐く之を限るべからずと雖五年目より收入の一割五分以下十年目よりは一割以下に限りたきものなり

參考

會社略名	組織	創立後年數	歳入一〇〇ニッキ營業費（一昨年）
ゴーター	相互	▲六五	▲五・二〇
ゼルマニア	混合	三五	九・九四
ライプチーゲル	相互	▲六二	▲七・一一
スツットガート保、貯	相互	▲三一	▲五・五〇
カルスルーヘ	相互	▲二八	▲六・五〇
コンコルヂア	混合	三九	一〇・四五
ヴヰクトリヤ	混合	三一	一五・八七
リュベック	混合	六四	一〇・九五
ベルリニッセ	混合	五六	一〇・九八
トイトニア	混合	四〇	一五・五七
マグデブルゲル	混合	三六	一四・〇一
明治	混合	（以下昨年）一二	（以下昨年）一二・三四
帝國	株式	五	二八・五〇
日本	株式	四	一九・〇二

第二十二　役員給料及賞與金

可及的營業費を減ぜざるべからざるは上に述ぶるが如し然れども役員の所得を餘りに薄ふすることは役員をして不熱心ならしむる一大原因にして從來諸般の會が瓦解する所以も亦玆にあり故に余は新會社役員の所得をして少くとも他の生命保險會社役員に下らしめざることを希望す而して其人數の上に於て可成削減し有力なる小人數を精選して鋭敏なる運動をなさしめんことを欲す

然れども會社純益の有無に關せず役員に厚ふするは不可なり故に給料として約所得の半ば位を給し置き賞與金として其半ばを給すべし就中賞與金は支出殘金の何分一と規定し置くを要すこれ一には役員の勉强を奬勵する方法ともなればなり

第二十三　資本積立金

支出殘金の十分一を以て毎年資本積立金に充てんと欲す保險料追徵を要するが如きことあらば委員會の決議を以て此資本積立金中より其全部若くは一部を償ふことを得せしめんと欲す

第二十四　利益配當

支出殘金中より役員賞與金と資本積立金を引去らば其餘は悉く之を一般被保人に割戻さんと欲す

其割戻の率を定むるには各被保人に屬する責任積立金の額と其年度保險料の額を以て標準とせんと欲す（算法は面倒なるもの故此に說かず）

此割戻を受くるものは滿三年以上被保人となりしものに限り

三年間は之を會社に預り置き其間に於て追徵をなすが如きことあらば先づ此中より取り如此事なきときは四年目に至りて被保人の希望に從ひ之を處置すべし

第二十五　利益配當の處置

現金を請取らんと欲するものには次回の保險料を以て之を差引くべし

後日の保險料を塡めんが爲に之を預け置かんと欲するものよりは預り置き相當の利子を與ふべし

割戻金を請取らずして其代りに保險金額を增さんことを請求するものには其希望に應ずべし

割戻金を請取らずして其代り保險料を低廉にせんことを請求するものには其希望に應ずべし

但し後の二ヶ條に就ては割戻金額少くして殆んど計算に上す可らざる時は會社は一先之を預り置き兩三年間の分を纏めて後請求せしむる事あるべし

第二十六　毎年報告

前年度營業の結果及各被保人への割戻金額は本支社代理店を經て報告せらるべし

（大尾）

五　保險相互會社首唱之辭

現今世界に行はれて居る保險會社を其組織によりて區別すれば左の二種がある

甲、非營利主義の會社＝相互會社

乙、營利主義の會社＝株式會社合資會社等

我邦には目下六十餘の保險會社があるが悉皆此乙の部類に入るべきもので相互會社なるものは我邦にはまだ一ッもない

甲と乙と何處が違ふかといへば甲は被保險者の自治團體で乙は被保險者をお客樣にして保險を商賣にする資本家の團體ですと之を工事に喩ゆれば甲は自營工事で乙は請負工事です是だけでは相互會社とはどんなものだといふことは理解りますまいが玆に發起しようといふ二會社の設計を御話すれば自ら明瞭になります

先づ生命保險の方には二十萬圓（一口二百圓）火災保險の方には五十萬圓許（一口五百圓）の資本金を募り二社共百人以上の被保險者が出來たら此資本金の四分一を拂込みて開業するのです一社で此二種の保險を兼業することは法律が禁じて居ますから二社にしますが一所にやるのは經費を少くする爲めです處で此會社は誰の會社であるかといふと資本を出した人のではなくて被保險者となつた人の會社なので被保險者の中から重役を選擧し此重役が會社を管理するのですから被保險者の氣に入らぬ重役は何時でも改

選されます即被保險者が主權者で資本家は之に社債を貸して居る人に過ぎないのです此處が今日我邦にある保險會社と根本から違ふ所です

此の如く社員即被保險者から選擧された重役は全國に向て不斷同志者即新社員を募る之を募るにも全國の社員一同が盡力し新に入社せる人は又新なる人を紹介します何となれば社の盛衰は直接各社員自己の利害に關係するからです何が各社員自己の利害に關するかといへば會社は一箇年毎に精算をして其剩餘金を社員一同に返しますから會員が多くなれば比較的經費の負擔が少くなるさすれば剩餘金の分配即保險料の戻りが多くなります結局廉價で保險が出來る事になるからです

利益が出た年は其通りとして損が立た年にはどうするといふ疑問が起るだろう其時には株式會社の保險事業の如く資本金で塡補する其上に總會の決議を以て生命保險の方では一時向後の保險金支拂高を一割とか二割とか減ずる火災の方では其年度の保險料を五割以內の範圍で追徵する生命の方には此追徵をせぬ代りに社員に分配すべき剩餘金は五年間會社に預り置き萬々一損害があつたら先づ之を以て塡補する火災の方も長く社員となつて居る人には配當金から少宛追徵の準備金を預けさせる積りだまだ其上に幾分か株式會社より高い保險料を取て置ます如此すれば此會社の事業の非常に安全なものだといふことは說明に及びますまい況や近世保險學の進步と共に此等の保險事業は最安全なる事業の一に數へらるゝ位で設計管理其人をさへ得れば立派な結果を得る事は我邦にも前例がある近日偶群小會社の失態が續出したが是は決して事業が危險なのでも顧客がないのでもない一言にして之を掩へば人がなかつたのだ

然則今日ならば良き人物が得らるゝか全國から數千數萬の會員を集めて總會を開き重役選擧に大競爭を起し無謀な競爭に勝た人即無謀な人が重役となるが如き決してないとはいへまいとの疑問が玆で起る筈だ

今日でも人物は得にくい人物が得難いから我々被保險者が自ら主權を持て居る會社を作りて充分信用すべき重役を選擧し若し重役が不良なることを發見したら直に之を却けて取替へたいのだ是則相互會社の出生を企望する所以で株式會社のお客樣となつて居てはコンナ眞似は出來ないのです總會に全會員を集めるのは偶屢擾をなす計で無益だと思ひますから先づ地方地方で無給名譽職の社員總代を選ませ(全國で凡五十名位)此總代の集會とか書面上協議を以て總會に代へ此會で重役をも選擧させます如此すれば大抵各府縣で立派な總代が出來此四五十人の相談ならば無茶苦茶な事には決してならない積りです但第一回の總代は地方を限らずに二十名許選擧する積りだ

是迄の話では被保險者即社員となる人には株式會社よりもよい樣だが七十萬圓の出資者は參政權はないし剩餘金は社員へ分配する損がいけば資本は喰はれて仕舞ふ何の利益があつて出資しますかとの疑が爰で起るでしやう

勿論出資者には出資者としての參政權はないが出資者は一面に被保險者となれば社員たる資格を得從て完全なる參政權を得るのみならず多くの親戚知己朋友等をも誘導して社員たらしむれば結局社中の勢力家は矢張出資者にして地方總代の如きも亦多くは此出資者中から出るだろうと思ひます

損をした時に資本が喰はれて仕舞ふのは株式會社でも同樣で唯之に代るべき利益の見込が多ければ資本は集るのです然るに前にも言ふた通り相互會社は株式會社よりも多く保險料を取て其上戻すべき分を四五年間積で置て萬一に備へるとか又は追徵をするから損をするといふことは殆ない從て四分一以上の拂込をなすことも決してないと信ずる故に西洋の保險相互會社には無資本のものが珍くないが我邦の法律では保險業をなすには相互會社でも十萬圓以上の資本がいることになつて居るのと譯の分らない人達にも安心させる爲に七十萬圓を備へて置きたいのだ併しながら此資本は漸々返却して十五年か二十年かの中には會社には唯之と同額の積立金が出來る筈になりますソコで出資中の利益としては剩餘金から先づ年六錢の利子を拂ひ更に殘餘を出資者と社員とに一と九の割合で配當し資本金全部償却の後はお禮として五年間剩餘金の二十分の一を配當したいのです玆で豫算を擧げて見ませう先づ火災の方が昨年中全國に二十會社あつて保險料を三百四十萬圓取りましたが此內東京橫濱明治日本酒造の五大會社の計算を見れば保險料が二百三十萬圓仕拂保險金が七十三萬圓經費五十三萬圓差引一百萬圓程剩餘がありました（精細な計算ではないが）今新相互會社で收支共丁度此十分一の事業が出來ると假定すれば十萬圓の剩餘金と凡一萬圓の利息收入がある之を左の如く分けたい先づ

二十分一　（五千五百圓）　法定積立金
十分一　（一萬一千圓）　資本償却金
七千五百圓　拂込　資本金利子

を取り更に其殘額の

十分一　（八千六百圓）　出資者配當
二十分一　（四千三百圓）　役員賞與金
二十分十七　（七萬三千一百圓）　社員配當

したいさすれば出資者は利子と配當で一割三分許り取り被保險者は保險料の三割二分許り戻して貰ふことになる事業が東京火災程になれば出資者への配當のみでも三割以上になるそれは新會社の事業が五會社合計の十分の一となつた曉の事じやが何時かうなるかは問題である會社は當分五百圓以上一萬圓迄の契約をする積りじやが平均二千圓と見て之より平均百一の保險料を取るとすれば上の豫算通り二十三萬圓の保險料を收入するには一萬一二千口の契約を要する卽平均一府縣二百二三十戶の保險である餘り長年月を費さずとも此程の社員は出來る積りだ特に保險料は幾分か株式會社よりも高く取り經費は幾分か安く上り被保險物の選擇と配置には全國に散在せる社員の注意を乞ふ便あり次年の契約をしない人には保險料の返戻をしない（入社金の代り退社料を取る理あり）利あり旁十萬圓位の剩餘金を出す樣になるのは餘り時日はかゝらぬ積です生命の方は如此容易に豫算が立ち難いが昨年中四十三の我生命保險會社で二十三萬餘件五千九百萬圓の新契約をなし年末に於て八十餘萬件二億圓の契約を有し保險料七百餘萬圓利息八十餘萬圓を收納し保險金百九十餘萬圓營業費二百四十餘萬圓を支出して居る其殘餘が計算上の積立金には足るか足らぬかであるが大勢は如斯然れども保險料の廉に過ぐること

（西洋のに比べて特に甚し）營業費の過大なること死亡の多きこと（選擇不行屆が主因と思はる）等の爲に來る現象と判斷するが故に以上諸點に注意するは勿論當分保險金を五百圓以上一萬圓以下位に限り就中大に經費を節し余が今內閣統計局の囑託を以て新たに調査しつゝある死亡表を用ひ新に相當の保險料を算出し內外諸會社の長を採り粹を拔きて事業を開始せば平均一府縣二百人位の社員を得るのは困難でない積りです平均一縣二百人一人千圓として此契約無慮一萬人一千萬圓で此保險料がザット四十萬圓之を分析すれば大凡

二十萬圓　積立べき分
十二萬圓　豫定死亡者支拂　純保險料
八萬圓　手數料　附加保險料

となる此內手數料八萬圓の外に死差利差といふものが經費と利益になるのだ死差とは豫定ほど人の死なぬ利益で開業早々には特に多い豫定の三割もあるだろう後には一割位になるが標準にした死亡表（統計）が間違つて居なければ新契約の出來る限りは此死差はあるものだ次に利差といふのは保險料を算定するには數十年後迄の金利を見越すから三分五厘か四分位に見て置く然るに今日の實際は六分以上八分も取れる差のことだ此利差は會社の積立金が殖へるに從つて非常に大きな利源となるのだ今假りに手數料と死差と利差で十萬圓の利益があつて此內五萬圓を經費に用ゆると假定すれば五萬圓の剩餘金が出る之を士の火災保險と同樣の率で分配すれば資本主は凡一割四分の利得被保險者は凡九分の返戻を得ることに

成る此三萬五六千圓の返戻金を五年間積で置くから會社には資本以外に十七八萬圓の備金が出來る而して六年目に至り之を分配するには各社員のそれ迄に拂込んだ保險料總額を標準として分配するから長命をすればするほど保險料が少くなる譯である但二年で一萬人の社員になるか三年でなるかそれとも五年もかゝるかは斷言出來ぬが兎に角長くはかゝらぬと斷言して宜しい

以上の豫算は開業早々の所の豫算で余の希望はこんな所には止らないが知らぬ人は徒に余の妄想の樣に思ふかも知れぬから余が獨逸で業務研究の爲め一箇年以上も這入つて居た合多生命（ゴーボー）保險相互會社の實例を話しませう此會社は獨逸生命保險會社中最大なるもので七十餘年前創立せられたるものなるが現時社員九萬五千餘人此保險金額凡四億圓一箇年の收入保險料一千四百萬圓利息凡五百萬圓剩餘金每年四百八十萬圓內外（收入保險料百圓に付三十四圓返る比例ですが五年間は預つて置きます）代理店手數料四十九萬圓社費四十七萬圓（此二口合計で收入の百分の五です）又同社の姉妹會社とも謂つべき合多火災保險相互會社は現時二十八億圓の契約を有し每年八百五十萬圓の保險料を收納し百二十萬圓の保險金と百萬圓の經費を支出し凡六百三十萬圓（百圓取つた保險料中七十餘圓）を社員に戻して居ます其外歐米に於て盛大なる保險相互會社の實例は實に數へ切れぬほどありますが今日我邦には四十の生命二十の火災保險會社がある今日の需要から云へば供給が多過るとも少くはない然るに又二會社を起さうとする意志を疑ふ人もあるか知らぬが今日迄起つた會社には眞に保險を供給しようと云ふ目的以外に新事業熱に驅られたのもあつたらしい發起して置て善い鳥が罹つたら賣飛ばす考のもあつたらしい一時株金を喰ふ積りのもあ

つたらしい他の事業の機關にしたのもあつたらしい故に眞に保險事業をなすに足る知識經驗を有する人
熱心なる人資格ある人のない會社もあつて無茶苦茶な競爭無謀極る營業もした從て世の保險思想は喚起
したもの丶充分信用を得て世人をして其數十年の前途を愛へすしてズン〳〵加入せしめる樣な會社とい
つてはまだ少い所へ昨年夏保險業法が發布になり其最甚しい不良なるものから續々失態を見はしたので
已に保險の必要を感じて居る人迄が進んで保險する事を遲疑する樣になつた此虛に乘じて昨年來外國會
社が澤山入込んで來て盛んに手前味噌を並べ我邦の會社へは一顧をも與へない我上流社界を併呑せんと
して居る我保險界の近狀は誠に內憂外患併臻るの姿ではありませぬか此時に當りて被保險者の自治體た
る保險相互會社を興したいと思ふのは決して余一人ではありますまい余が今回保險法令一應の施行を終
へたのを機として保險課長を辭したのは自ら揣らず敢て此念に赴きたい爲でありますが幸に大方の贊同
を得て是非此事業を成したいと思ひます
尙詳細のことは發起人が定つてから相談して極めたいと思ひます

明治三十五年一月

矢野恒太述

六　我社設立ノ主意ヲ述ベテ敢テ大方ノ諸君ニ訴フ

第一生命保險相互會社

四五年來、我邦生命保險會社ノ勃興スルモノ頗ル多ク、ソノ數四十ニ及ヒ、外國會社ノ入來ルモノ亦少
カラス、事業ノ競爭漸ク劇甚トナリ、被保險者勸誘ノ手段殆至ラサルナク、單ニ生命保險會社員ト云ヘ
ハ人ヲシテ其面ヲ見ルコトヲ避ケシムルニ至レリ、此秋ニ方リテ更ニ又一箇ノ生命保險會社ヲ新設ス、
人ハ洵ニ無用ノ事ナリ無謀ノ擧ナリト云フ、我社ノ見ル所ハ大ニ之ニ異レリ
夫レ生命保險ハ、之ヲ私ニシテハ、一種ノ貯蓄ナリ、信用ノ擔保ナリ、老廢ノ豫備ナリ、家眷ノ保護ナ
リ、一家獨立ノ支柱ナリ、安心立命ノ基礎ナリ、之ヲ公ニシテハ、零碎ノ金錢ヲ聚メテ生產的資本トナ
ス、機關ナリ、怠惰ナル國民ヲ驅リ、驕奢ナル國民ヲ、儆チテ所謂勤儉貯蓄ヲナサシムル道具ナリ、鰥寡
孤獨ヲ救濟スルノ手段ナリ、無產ノ游民ヲ減少スルノ方策ナリ、故ニ貧ナルモノハ一身一家ノ必要ノ爲
ニ、富メルモノハ國家社界ノ幸福ノ爲ニ、相率ヒテ契約セサルヘカラサルモノナリ、然ルニ我邦四千萬
人ノ衆キ、其生命ヲ保險セルモノ漸ク八十萬人、此保險金額僅カニ貳億圓、年々資本化スル零碎ノ金錢
八百萬圓ヲ出テス、而モ早ク旣ニ需用ノ減退停止セル風アリ、試ニ英米ノ斯業ヲ見ヨ、一社ニシテ常ニ
一千三百萬通ノ保險證券ヲ發行セルモノアリ、每年壹億圓以上ノ保險料ヲ集ムルモノアリ、近時米國ノ
商豪もるがん氏カ大とらすとヲ組織シテ全世界ノ商工業者ヲ震慴セシメタルカ如キ、其財源ハ殆皆二三

生命保險會社ノ集メタル零碎ノ保險料ナルコトハ世人ノ熟知セル事實ナリ、彼我ノ間富ノ懸隔文化ノ前後アリト云フト雖、抑又甚シキ相違ニ非スヤ

然レトモ退テ考フレハ、齊シクコレ生命保險ナリト云フト雖、海外ト內地ト其事業ノ性質ニ於テ大ニ趣ヲ異ニセルモノアルニアラスヤ、コレ一大疑問ナリ、現ニ我邦ニ存在スル四十ノ會社ハ、悉皆商事會社即保險ヲ賣ツテ利益ヲ得ントスル資本家ノ團體ニシテ、歐米ノ生命保險會社ハ、一半ハ矢張商事會社ナレトモ、他ノ一半ハ相互會社即自ラ保險セントスル人カ會員トナリテ組織セル自治體ニシテ、就中ソノ所謂商事會社組織ノモノト雖、相互會社ト對立スヘキ競爭上ノ必要ヨリ、其被保險者ニ對スル待遇ハ、殆相互會社ト大差ナキモノヽ如シ、果シテ然ラハ彼我ノ事業ハ自ラ別種ノ者ト謂フコトヲ得ヘシ、假リニソノ商事會社ハ全然同一ノ者ナリトスルモ、相互會社ニ至テハ實ニ我邦經濟界ニ於テ全然曠缺スル所ナリ、特ニ稍大規模ノ共同事業ト云ヘハ、彼ノ赤十字社ヲ除キ殆必ス營利會社ニ限ラレタル天地ニ於テ如此公益法人組織ノ事業ヲ創始スルハ、決シテ單ニ保險界ノ爲ニノミ其曠缺ヲ補フニハアラサルナリ、加之我邦生命保險會社ノ多數カ如此狀態ニ在ルヲ機トシ、一昨年來米國ノ同業會社ハ踵ヲ接シテ我邦ニ入リ來リ、非常ナル競爭力ヲ以テ內地ノ會社ヲ壓倒セントスルノ風アリ、多數ノ運動者ヲ使役シ高賞ヲ懸ケテ被保險者ヲ募集スルカ故ニ、之ニ加入スル者甚少カラサルニ似タリ、其各契約ノ利害ハ暫ク論セサル迄モ、近時米國ノ帝國主義（インペリアリズム）濁浪天ヲ捲クノ慨アリ既ニ我南隣ニ迫リテふゐりぴん群島ヲ呑去ントス、今後數十年兩國ノ關係如何ニ變化スヘキヤヲモ攻究セスシテ、漫然如此長期ノ契約ヲ結フコトノ邦人ニトリテ熱慮ヲ要スヘキハ勿論、目前保險料トシテ匱乏セル內資ヨリ毎年其幾百萬圓ヲ輸出シ徒ラニ他國ノ生產的資本ニ培フカ如キハ憂國者ノ坐視スルニ忍ヒサル所ニアラスヤ

然リ我社ハ一ハ我經濟界ノ曠缺ヲ補ヒ、一ハソノ曠缺ノ爲ニ生シ來ル我經濟界ノ不便不利ヲ除カンカ爲ニ起レリ、コレ豈無用ノ閑事業ナランヤ、唯ソレ一世ノ曠缺スル所ナリ、故ニ邦人多クハ相互會社ノ何モノタル事ヲ識ラス多ク識ラレサルノ組織ヲ以テ、已ニ飽カレタルノ事業ヲ創ム、人ノ無謀ナリト云フモ一理ナキニ非ス、然レトモ顧ミ念ヘラク我社ノ設立如此已ム可カラサル者アリ、世ノ蠢々タル者聵々タル者ハ知ラス、苟モ多少泰西ノ事情ニ通セルモノ近世經濟學ノ一端ヲモ知レルモノハ相互會社ノ發起ニ就テ必多少ノ贊襄ヲ吝マサラント、然ルニ開業以來已ニ二三ケ月、往々ニシテ意外ノ反響ヲ聞ク事アルハ我社ノ最遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

我社カ會員組織ノ團體タルハ上ニ言フ所ノ如シ、而シテ之カ會員トナル必シモ一時ニ百千萬圓ノ現金ヲ醵出スルコトヲ要スルニ非ス、毎三月保險料五六圓ヲ支拂フモ已ニ完全ナル會員ノ一人ナリ、シカモ此金額ハ義捐スルニ非スシテ預ケ入ルヽ者ナリ、諸君ニシテ若シ一片ノ同情我社ノ煢獨ヲ助ケテ我經濟界ニ相互會社ヲ植附ケントスルモノアラハ兎モ角モ先ツ一タヒ我社ノ社員トナルヘシ、而シテ會社カ充分發達シタル後或ハ其前途カ安全ナラスト認メタル時ニ及ンテハ、其拂込タル保險料ヲ棄テヽ退社スルモ亦可ナラスヤ、如此スルモ尙諸君カ燕宴一夕ノ費ヲ廢スレハ餘リ有ルヘシ、若又相互會社ノ必要ハ吾之ヲ知レリ、唯現時ノ施設其當ヲ得サルカ故ニ贊成セストナラハ、宜シク自ラ社員トナリテ役員ヲ改選ス

附錄六　我社設立ノ主意ヲ述ベテ敢テ大方ノ諸君ニ訴フ

ヘシ、言少ク不遜ニ近シト雖、我社ハ我社ニシテ中道萎死スルカ如キコトアラハ、我經濟界ニ於ケル此ノ缺カ、容易ニ再ヒ補塡セラレサルノ運命ニ陷ランコトヲ深ク怖ルヽモノナリ、コレ我社カ敢テ諸君ノ一考ヲ煩ハサント欲スル所以ナリ、若夫我社營業上及ヒ契約上ノ理想ニ至テハ別冊「我社ノ特色」ニ詳ニセリ、諸君ニシテ幸ニ一覽ノ勞ヲ賜ヒ、此創業ニ際シテ一臂ノ力ヲ假サハヒトリ我社ノ幸福ニアラサルナリ

明治三十六年一月

七我社の特色

緒言

本月の初に於て我社の出資者は全く定れり、其主なる人を擧ぐれば

市橋保治郎氏　早川千吉郎氏　赤星彌之助氏
池田謙三氏　大橋新太郎氏　白勢春三氏
服部金太郎氏　大村彦太郎氏　森村市左衛門氏
原六郎氏　伯爵柳澤保惠氏

等にして、基金の十分の八は此十一氏と首唱者とによりて醵出せらるゝことゝなりたり、而して定款、約款、保險料等も亦出來上りたるが故に、今は發起認可を出願するの一段となれり、然るに保險業法に依れば相互會社は百人以上の社員なければ創業總會を開くことを得ざるが故に、先づ以て之を募りて發起人を定めんと欲す、然るに何人を勸誘するにも、定款約款等の梗概と首唱者が抱ける營業上の理想などに於て從來の保險會社と異る所を明にするの必要あるにより、思出るまゝを書きつけて口舌に代へたり、讀者これを諒せよ

明治三十五年六月下旬

首唱者識

追記　我社の社員となるには自己の生命を保險せねばならぬものと考ふる人多きに似たり、これ大なる誤にて必しも、さることを要せざるなり、妻子親族雇人等を被保險者とし、自分は單に保險料を拂ふ人、即社員となるも毫も害なし

附錄七　我社の特色

我社の特色

第一　會社組織上の特色

一　相互會社と株式會社との區別

從來我邦に在る保險會社は悉皆株式會社なり、株式會社は株主の會社にして、相互會社は保險契約者の會社なり、故に株式會社と保險を契約するは「會社の客」となるものにして、相互會社の保險に加入するは社員即ち「會社の主人」となるものなり、而して契約の安全なるは自己が主權を握れるものと契約するより安全なるはなし

二　資本金

相互會社の出資者は「會社の主人公」に非ずして「社債權者」なり

我社は二十萬圓の資本金を備ふ、此資本金は漸々償却さるゝものなり

資本を償却し畢らざる間は、年六朱の利子と殘益の十分の一を出資者に與へ、十分の九を社員に配當す（定款第四十四條參看）

資本償却後の殘益は悉く社員に歸す

三　社員の責任は有限なり

社員は如何なる場合と雖保險料の外、出金の責を負ふことなし

四　中流以上の人を社員とす

木賃宿と上等の「ホテル」は營業し難きが如く、小額保險と普通保險は別箇に營むを便利とす、故に我社は五百圓未滿の保險金を契約せず、上は當分一萬圓に止む

五　社員總代、總會、重役

社員の互選により各府縣に社員總代を置く

社員總代會を以て社員總會に代ゆ

社員總代は無給名譽職とす（以上定款第十八條乃至第二十六條參看）

重役は社員總代會に於て選擧す

重役は必しも社員たることを要せず（保險業法第四十七條）

六　利益配當金の積立

社員に返戻すべき配當金は、三年間會社に積立て置き、萬一の損失に備ふ、これ資本以外の擔保なり

第二　保險契約上の特色

一　保險料最不廉にして、最低廉なり

保險料を算出するに、多數の同業者は歐洲人の死亡率と四朱の利率を根據とせり、然るに我社は今回新

に算出せる日本人の死亡率（其率甚高し）と三朱五厘の利率を以て保險料を算定せり、是れ我社の保險料が最不廉なる所以にして、抑又我社が收支償はさるの恐最少き所以なり、然れども要するだけの實費を償ふて其餘の收入は悉く返戻す、これ低廉の極度なり

二　長生するも保險料を損せず

社員に配當すべき剩餘金は、保險料と契約後の經過年數とに比例して配當するが故に、長生したる人の保險料は大に減少し、場合によりては配當の方保險料よりも大となることあるべし、從て長命して保險料に迷惑するが如きことは、我社に於ては決してこれなかるべし

例之へば每年壹百圓宛の保險料を拂込むことを約束せる者が、四年目より配當として每年既に拂込みたる保險料總額百分の二（此率は每年不定なれども平均此位の配當は爲し得べき見込なり）を受け之を次の保險料と相殺するものとすれば、實際支拂ふべき保險料は左の如くなるべし

此表に於て五十五年目以上の所は、利益配當の方が保險料よりも多きことを示すものなり

年度	保險料
	円
1	100.00
2	100.00
3	100.00
4	100.00
5	98.00
6	96.00
7	94.00
8	92.00
9	90.00
10……20	88.00……68.00
30……40	48.00……28.00
50	8.00
51	6.00
52	4.00
53	2.00
54	0
55……60	—2.00……—12.00

三　三朱五厘の純保險料式準備金

三朱半の利率にて計算せる純保險料（元價）が二十圓となり、四朱にて計算せるものが十八圓となるとも、甲は四圓を附加し、乙は七圓を附加すれば、營業上の保險料は却て反對の位置を占むべし、故に利率死亡表等の相違するにも拘らず、營業保險料は却て相上下することあり、一例を示せば左の如し

年齡	會社名	終身保險	同上廿年拂込	二十年滿期保險	三十年滿期保險
		円	円	円	円
20	我社	19.21	28.72	49.36	31.12
	明治（利益附）	19.90	ナシ	ナシ	ナシ
	帝國（同上）	19.51	28.16	52.42	ナシ
	エクキテーブル	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
30	我社	24.90	34.42	50.22	33.14
	明治（利益附）	25.50	ナシ	ナシ	ナシ
	帝國（同上）	25.02	34.11	53.76	ナシ
	エクキテーブル	24.38	34.76	51.31	34.25
40	我社	35.56	44.45	54.64	39.82
	明治（利益附）	34.30	ナシ	ナシ	ナシ
	帝國（同上）	34.21	43.04	56.85	ナシ
	エクキテーブル	33.00	42.79	54.31	38.77
50	我社	54.13	60.68	65.48	ナシ
	明治（利益附）	51.20	ナシ	ナシ	ナシ
	帝國（同上）	50.78	58.08	65.68	ナシ
	エクキテーブル	48.50	56.17	62.34	ナシ

我社には終身保險なし、故に八十五歳滿期保險を以て比較せり、これ特に高き所以なり

之に反して會社が各契約每に計算して積立つる責任準備金なるものは、豫定利率の低きほど必ず多額と

なるものなり、故に豫定利率の低き會社が安全なるは保險料の高き爲よりも主として積立金の多くなる爲なり

我社は三朱五厘の利率を以て準備金を積立つ、蓋し我邦唯一なり

準備金の計算方法も多き中に、純保險料式なるもの最多くの金額を積立つる式なり、我社は初數年は我邦普通の式を用ひ、漸次此式に改めんとす、初より之を用ふれば、加入の前後により社員の負擔に輕重を生ずればなり

四　保險料拂込の猶豫、貸付金

保險料の拂込には、六十日の猶豫期間を與ふること一般の習慣なり、ひとり我社は此猶豫期間を過ぎて尙拂込まざる人には、解約返還金（契約を中止する時に返戻する金にして其表は保險證券に添附す）を貸付金に振替へて、保險料の拂込に充つべし

其他の場合に於ても解約の時に返戻すべきだけの金額は何時にても低利にて貸付くべし

五　保險金の支拂

保險金を支拂ふ一段となれば故障をつけるとは、保險會社に就て屢聞く所の苦情なり、此點に就きて、我社は最寬大なりとの評を得んことを期するものなり

尙拂込まざる人には、解約返還金（契約を中止する時に返戻する金にして其表は保險證券に添附す）を貸付金に振替へて、保險料の拂込に充つべし

其他の場合に於ても解約の時に返戻すべきだけの金額は何時にても低利にて貸付くべし

五　保險金の支拂

保險金を支拂ふ一段となれば故障をつけるとは、保險會社に就て屢聞く所の苦情なり、此點に就きて、我社は最寬大なりとの評を得んことを期するものなり

就中自殺者にも二三年經過せる契約ならば保險金を拂はんことを欲す、これ外國會社にては普通のことなればなり、唯日本に於て我社ひとり如此ことを約束し、これが爲に萬々一非常に多數の自殺者を出すが如きことあらば……、との懸念なきにあらず、故に自殺者ありし時は次の社員總代會の決議に掛け、會社の堪へ得る限り支拂ふことゝせり、蓋し自殺者は、悉く保險金を得んが爲にのみ自殺するものにあらずして、自殺者の不幸は必しも病死者の不幸に劣るものにあらず、保險の必要は病死者の遺族よりも、寧ろ自殺者の遺族に多けれどもなり

之に反して我邦の同業者は戰死者には大抵保險金を支拂ふことゝせり、此頃の清國事件位ならば保險會社には殆ど無影響なれども、一朝外敵の襲來でもありて、被保險者の死數が、平年の五倍にも十倍にも上り、且數年に亘るが如きことあらば、會社は早く戰死せる者にのみ保險金を支拂ふて、破產し、後れて戰死せるもの及び生き殘りたる被保險者にのみ、全然損失を負擔せしむべきか、戰死者には國家よりの給與もあるべきに、全く馬鹿を見るは生き殘りたるものなり、これ大に考ふべき點なり、各國の法律が戰爭變亂等に因る死亡に對しては保險金を支拂ふに及ばず、と規定せるは之が爲めなり、故に我社は戰死者の保險金も亦、社員總代會の議決に依り、會社の安全を破らざる範圍に於て、支拂ふことゝせり

六　會社の責任を輕減すること

幾十百年の後、一朝日本人の死亡率が我社の死亡表すら及ばざる迄非常に高まるとか、金利が三朱五厘すら得られざる迄に下るとかして、如何にしても未來に於て會社が負擔せる責任を盡し畢るべからざること明瞭なる場合に遭遇したりとせんか、別段の契約なければ、早く死せる者は保險金全額を得べし、長く生きたる人は座して會社の破產を視る外なけん、然れどもこれ頗る不公平のことなり、我社は若し

如此場合に遭遇せば、總社員に對し平等に約束せる保險金の幾割かを減じ、未來の新契約に對しては相當に保險料を高め、以て會社の永遠不朽ならんことを期せり

第三　營業上の特色

一　願くば三難を去らん

現時、我邦の生命保險事業、三難あり

同業者の競爭漸く劇甚となりてより、新契約の募集益困難となり、給料旅費等を費して所謂募集員を各地に派出するも、割に合ふだけの所得なく、之を一地方に住居せしむれば倦み易く萎縮し易し、さりとて之を驅るに成效報酬紹介料等を以てすれば、徒らに一時新契約の多からんことを欲して百弊之に隨ふ　募集のこと實に一難なり

保險思想の漸く普及するに從ひ、病體替玉等を以て保險金を詐取せんとするもの蟻の甘きに就くが如し、之を妨遏するは主として診査醫の力なり、然るに新契約漸く得易からざるの今日に當り、高給を拂ひて多數の良醫を聘し、之に旅費を給して各地に派遣するは、費に堪へず、診察料を拂ふて、地方の醫師に囑託すれば、其報告往々にして信ずべからず、被保險者選擇のこと亦實に一難なり

密に布けば代理店の不便なり、疏に置けば被保險者の不便なり、富貴の人に囑託すれば我德にして飽き易く、貧賤の人に依頼すれば往々にして保險料を使ひ込み、甚しきは詐僞保險の手傳を爲す、千に百の適良を得るは期すべからずして、十良を得たるの利は一不良を獲たるの害に及ばず、代理店の制度亦一難なり

我社は歐洲相互會社の例に依り、此三難を去らんことを期せり

二　募集の方法

新社員を作るは主として社員が社員を紹介することに待たんとす

社員の間を奔走せしむる爲に多少の人をば用ゆべし、然れども此人は所謂募集員の如きものにあらざるなり、而して三府の外之を置かず、又當分各縣へ出張せしむることなし

地方の人三府に出て來らば其機を以て三府の社員より之を勸誘すべし、而して此人が其地方に多數の入社希望者を募りたらば、其地に限り其時に限り、事務員をも醫員をも派出すべし

三　社員選擇の方法

成效報酬――紹介手數料――決して支出せず

三府に社醫を置く外、都合によりては各地に囑託醫を置くべし、勿論可成は社員に囑託すべし

醫師報告による外、近隣に住む四五社員より愚名の意見書を徵して採否を決すべし、此方法中々有效なるものなり

四　代理店を置かず

其代り最社員の多き所には集金人を置くべし

次で多き所には會社の取引銀行を定むべし、此地の社員は共保險料に當る金額を此銀行に振込み、其領收證を本社へ送るべし、本社は之と引替へに保險料領收證を交付す

最少き地方の社員は隨意の方法を以て本社に拂込むべし

保險料拂込期限の注意督促等は、一切郵便にて本社より直接に之を爲すべし、此方却て代理店よりも行屆く筈なり

五　經費少し

數十の募集員醫員を抱へず

紹介手數料を支拂はず、代理店手數料なし

五百圓未滿の契約を爲さず、保險料を年四度以上に分割することを許さず、之が爲めに他會社よりも手數甚少なし

追て姉妹會社として火災保險相互會社及び小額生命保險相互會社を起し經費の一部を分擔せしめんとす

以上の諸點に因り、我社の經費は、大に他會社のそれよりも少く、五年後よりは、收入の一割以下に止まる積りなり(我邦大會社大抵二割以上、米國會社大抵一割八分以上、ひとり英に三分、獨に五分の相互會社あり)

第四　會社の前途

生命保險には大抵の人既に入り盡したらずやとは門外漢のよく言ふ所なれども、實數の統計は之に答へて否といへり、近年我邦に於ける新契約は年々增加し、最近一ケ年の加入者二十餘萬人、此金額五千八百萬圓に及べり、加之每年六十萬人の同胞は三十四歲より三十五歲(新被保險者の平均年齡は凡三十四五歲なり)に進みつゝあり、豈入盡したることを憂へんや、況んや每年經濟學法律學の講筵に於て、保險相互會社のことを聽ける數萬の學生は、次の日本を成すべき骨子として、每年業を卒へ家を成し妻を迎へ子を擧げ、我社の批判者たらんとするに非ずや、況んや近來入來れる外國の大相互會社は、我社の爲に相互會社の成効を示しつゝあるに非ずや、而して此等の會社が世界各國より幾億圓の外資を吸收し蓄積せることを見、且彼國の金利が我邦のよりも低くして、其事務費が我邦のよりも高きにも關らず、將た營業振の華美なるにも關らず、しかも能く多少の利益を配當することを考ふる人は、豈我社の誕生に多少の同情を寄せざらんや

我社の前途は多望なり遠遠なり、而して我社は最終の勝利を望むものなり、千里を行く者は疾驅すべからず、我社は請ふ徐ろに念がん哉

第五　契約の種類、保險料

我社の保險は總て所謂養老保險にして、滿期前に被保險者の死亡せる場合、又は死亡せずして滿期の時に達したる場合に、保險金を支拂ふものなり、契約の種類と保險料の表次頁に在り

其八十五歳滿期なるものは所謂終身保險に代るものなり

左表に示すものは保險金一千圓に對する年額保險料なり

保險料の半年拂は百分の四、三月拂は百分の七だけ高くなるべし

年齡	五十八歳滿期	二十年拂濟八十五歳滿期	二十年滿期	三十年滿期
	圓	圓	圓	圓
16	17,30	26,51	48,73	30,38
17	17,79	27,11	48,95	30,61
18	18,28	27,68	49,13	30,80
19	18,75	28,21	49,26	30,97
20	19,21	28,72	49,36	31,12
21	19,67	29,21	49,42	31,24
22	20,13	29,69	49,46	31,37
23	20,61	30,18	49,49	31,49
24	21,11	30,68	49,53	31,63
25	21,64	31,21	49,59	31,80
26	22,21	31,77	49,65	31,99
27	22,81	32,37	49,75	32,21
28	23,46	33,01	49,87	32,48
29	24,16	33,69	50,03	32,79
30	24,90	34,42	50,22	33,14
31	25,69	35,19	50,46	33,54
32	26,54	36,01	50,73	33,99
33	27,45	36,88	51,05	34,50
34	28,42	37,81	51,41	35,06
35	29,45	38,79	51,83	35,69
36	30,54	39,82	52,29	36,38
37	31,70	40,90	52,81	37,14
38	32,92	42,03	53,37	37,97
39	34,21	43,22	53,98	38,85
40	35,56	44,45	54,64	39,82
41	36,99	45,73	55,36	
42	38,49	47,08	56,14	
43	40,08	48,49	56,99	
44	41,76	49,96	57,91	
45	43,55	51,53	58,92	
46	45,43	53,17	60,03	
47	47,43	54,90	61,23	
48	49,55	56,73	62,53	
49	51,78	58,65	63,95	
50	54,13	60,68	65,48	
51	56,63	62,82		
52	59,27	65,09		
53	62,07	67,50		
54	65,03	70,05		
55	68,20	72,80		
56	71,57	75,75		
57	75,17	78,91		
58	79,03	82,32		
59	83,15	85,99		
60	87,55	89,94		

八震災概況

大正十二年九月一日、正午に先立つこと二分、安穩平靜なりし我第一相互館は、突如として一大シヨックを感じ、續いて大なるしかも急激なる水平動を受け、シヤンデリアは碎け、ラヂエーターは倒れ、宛然狂瀾に呑吐さるゝ船中に於けるが如く、佇立歩行すら困難であつた。これぞ相模灘を震央として激發した大地震の初期の狀況である。當時階上に蹲踞して一瞥した所によると、空は一面に銅色の雲を以て掩はれ、天日ために光なく、地は家屋の倒壞、屋根瓦の落下によりて濛濛たる砂塵に包まれ、叫喚號哭の聲衝に滿ち、遂に如何なる事態を生ずるやの想像もなし難きに至つた。玆に於て不取敢從業員共他を一時避難又は歸宅せしめ、人命の安全を計ることゝした。

此際會計、契約及び其他の重要なる書類等は危急の裡に大倉庫に格納し得たが、補助カードの一部、其他雜書類等を格納するため、倉庫の扉を永く開放し置くときは、激震動搖により、或は鐵扉の閉鎖不能又は不完全となるやの虞ありたるのみならず、當時に於ては京橋一帶火災の懸念なく、亦我社建築の耐震耐火に對する充分の自信ありしを以て、直に之を閉鎖することゝした。然るに測らざりき、夕刻より深更にかけて、日本橋、永代橋及び銀座の三方よりせる火勢は實に猛烈を極め、風速二十米以上の暴風に勢を得て、瞬く間に館內階下賣店に燃え移り、餘炎は階上六七階に延燒するに至つたのである。發震後僅に十分にして七十餘箇所より火を發したるも、固より市內全般に亘り、消防官憲の之を防護する

ものなく、加ふるに前記の如く火勢の迅速猛烈なりしため、交通は遮斷され、遂に全半燒三十二萬戶、帝都の半以上千七百萬坪を焦土と化せしめ、燒死者約十萬を算するの慘事を惹起したのである。如此場合に、外部よりは勿論驅せつくる能はず、當直責任守衞を初め、其他警戒のために殘留せる者に於ても、唯徒に傍觀猛火の暴威に委せる外、亦如何とも爲し難き狀態であつた。

此間前記の事情に因り、格納し得ざりし一部補助書類の燒失に歸したるは頗る遺憾の事なるも、之は獨り我社のみならず、罹災地に於ける各銀行會社の一齊に受けたる困惑にして、其多數は基本書類の全部の燒失を免れたるは不幸中の幸にして、之に依すら燒失に歸せしめたりと聞く。我社が基本書類帳簿りて我社は直に燒失せる補助カードの回復再調に著手し、日ならずして整理復舊した。

當時火勢風力の猛烈迅速なりしことは、防火の設備十分にして、附近家屋とも相當の距離を有せし、彼の日本銀行すら延燒せしを以て見ても、推測するに難からざるべく、我第一相互館の如く、耐震耐火につき充分の自信ありし建築物が、地震には何等の被害なかりしに拘はらず、遂に酷烈なる火災の襲ふ所となりしは、未曾有の大火とは云へ、眞に痛恨に堪へざる所である。第一相互館は總延建坪三千二百七十八坪中半燒六百五坪、全燒千六百十三坪にして、全く火災を免がれたるものは二三四階に於ける貸室を初めとして、五階重役室、六階の一部、五六階倉庫、及び金庫千六十坪にして、燒失せしものと雖も之に備付けの什器等可燃性のもの及び上壁位のものに過ぎなかつたのである。火災後斯界の權威たる高西、內田兩博士の詳細なる點檢を受けたる結果、將來の使用に何等支障なき旨證言せられたるを以て、

直に復舊工事に著手し、年內に修理を了した。

我社使用人中震災地域內にありしもの其數二百五十有餘名なりしが、此うち燒燒八十四名、家屋の倒壞又は半壞の厄に遭ひたるもの十名にして、此間一人の死者をも出さゞりしは、實に不幸中の幸と云はざるを得ない。而して關東震災の報一度傳はるや、直に危險を冒して、見舞のため各支部長或は部員諸君上京し、且我社罹災のため多大の金品の寄贈あり、社員總代草野半氏、秋田縣社員阿部賛五郎氏等又早速見舞金を寄與せられたるは、我社の衷心より感謝に堪へざる所である。罹災者に對しては我社及び蒼梧會よりも相當の金額を支出して其救護に努めた。

我社は又重役及び東京神奈川の兩府縣に於ける社員總代中、燒燒の厄に遭はれたる大橋、服部、市原、岩出、西澤、岡野、加藤、津村、中村、前田、江藤、森岡、澁澤、上野の諸氏へ見舞品を贈呈し、又震災善後會へ三萬圓の寄附をなした。尙社長は個人として同會へ五千圓、我社使用人全部に對し見舞金二千圓を寄附せられた。

かくて其翌年六月六日、我社は警視廳より當時、「帝都ノ大半焦土ト化シ、交通並通信等ノ諸機關全ク杜絕シ衣食住共ニ之ヲ得ルノ途ナク管下ノ罹災者將ニ飢餓ト傷病トニ斃レントスルノ秋ニ膺リ率先シテ之ヲ救助ニ盡力」したるに對し感謝狀を貰つた。

今大正十二年內に於ける震火災關係諸事項を日を銓ふて列記すれば次の通りである。

九月
一日　午前十一時五十八分未曾有の强震突發し、餘震は反復し、書類函、ラヂエーター、電燈等の倒壞するもの多く、事態の重大を思はしめた。零時半不安に怯ゆる女子從業員給仕等を歸宅せしめ、男子は飛亂せる書類等を整理し、且重要なる書類は特に倉庫に格納後、當直守衞及び少數責任者の外一先づ歸宅せしめた。同夜九時日本橋、永代橋、銀座の三方面よりの猛火は第一相互館を襲ひ、先づ附近避難民の持出せる荷物に燃え移り、遂に不幸階下に延燒し、餘炎にあふられて各階とも若干の損害を免れなかつたが、大部分の部屋は火難を免れた。

二　階下尙火氣あり出入困難。

三　本社假事務所を麹町區丸ノ內一ノ一生命保險會社協會に移し、事務を開始した。

四　矢野社長休養中の御殿場より歸京。此日頃より重役其他一般從業員の消息逐次明白となつて來た。

五　社內事務順調に進捗し來るも、通信機關不通のため對外事務に少なからぬ困難を覺えた。

六　支部長等本社見舞のために續續上京し、此機に於て對外事務並に新契約募集に對する方針が協議確定された。

七　階下の火氣漸く去り、灰掻きを開始した。

八　金庫及び大倉庫を開扉せるに何等の被害なく、重要書類等の安全を知つた。

九　本社建物今後の使用に何等の支障なき確信を得て事務所引越の準備を爲した。

一〇　引越を完了し、京橋橋畔本社に於て從來の通り事務を開始した。爾後內部事務の整理並に各方面事務の手順も順調となつて來た。

一六　我社も生命保險會社協會加盟三十六社と共同の新聞廣告を爲して、保險金の完全支拂を聲明し、且七日施行の支拂延期令に對應する契約の特別取扱を爲すことゝした。

通信機關利用上少なからぬ不便あり、ために名古屋方面以西の新契約事務渋滯を恐れ、我社大阪支部內に大阪臨時事務取扱部を設置することゝ爲し、芝浦より本社の從業員若干名海路大阪に向つた。

一七　「契約者各位」と題する新聞廣告を爲し、我社の被害程度を契約者に公告した。又此前後より「謹告社員諸君」と題する書狀等を契約者に發送して、被害程度其他に關して稍詳細に亙り報告を爲した。

一八　大阪臨時事務取扱部に於て事務を開始した。爾後內外呼應し、よく非常時に對して善處し得ることゝなつた。

二二　矢野社長「不遭難記」の稿成る。これを各方面よりの見舞に對する謝狀として發送することゝした。

一〇　二五　前期即ち第二十一期決算事務も既に完了し、且新年度の對外方針も大體確定せるを以て、例年九月中旬に開催すべき支部長會議を二十五、六兩日に開催した。

二八　第二區社員總代選擧會を二十八日乃至三十日の間に擧行した。

一一　一三　前月末に於て大阪臨時事務取扱所の事務を打切り、以後殘務整理の上此日に引上げを完了した。

一五　第二十二回定時社員總代會を本社五階大集會室に於て開催した。

二〇　此日から、「震災後第一の決算」と題する新聞廣告を全國の有力新聞に爲した。

昭和四年九月二十五日印刷
昭和四年十月　一日發行

（非賣品）

東京市京橋區南傳馬町三丁目五番地
第一生命保險相互會社內
編纂者　鈴木敏一
　　佐久間勝

發行者　第一生命保險相互會社

東京市京橋區瀧山町七番地
印刷所　東京製本合資會社
印刷者　小川邦孝

312. 8.